

# 香川県報



号 外

平成 16 年

3月26日(金曜日)

## 目次

### 条 例

●香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（情報政策課）	八
●香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	
（政策課、情報政策課、法務文書課、税務課、行政企画課、廃棄物対策課、健康福祉総務課、障害福祉課、河川砂防課、教育委員会、公安委員会、人事委員会）	一一
●都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の開発行為の規模を定める条例	一八
（都市計画課）	
●香川県ふくぐの処理等に関する条例	二九
（生活衛生課）	
●香川県企業誘致条例	二九
（産業政策課、観光振興課）	
●非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例	三二
（政策課）	
●香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例	三三
（政策課）	
●特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例	三八
（政策課、医務国保課、経営支援課）	
●香川県土地開発基金条例及び香川県香の州地区臨海工業用土地造成事業基金条例の一部を改正する条例	三九
（政策課）	
●香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例	三九
（行政企画課）	

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

●職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	四〇
●香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例	四一
●知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例	四三
●香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	四四
（県民参画課、行政企画課、水道局）	
●議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	四五
（職員課）	
●香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例	四六
（環境管理課）	
●香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	四七
（県立病院・施設経営課）	
●香川県都市公園条例の一部を改正する条例	四八
（にぎわい創出課）	
●香川県立農業大学校条例の一部を改正する条例	四九
（農業経営課）	
●香川県公共用財産管理条例等の一部を改正する条例	五〇
（土木監理課、河川砂防課）	
●香川県港湾管理条例の一部を改正する条例	五一
（港湾課）	
●風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	五二
（都市計画課）	
●香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	五三
（都市計画課）	
●香川県営住宅条例の一部を改正する条例	五四
（住宅課）	
●香川中央都市計画事業高松港頭土地地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例	五五
（サンポート高松推進課）	
●公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	五七
（教育委員会）	
●教育関係施設の管理の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例	五九
（教育委員会）	
●教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	六〇
（教育委員会）	

●香川県立学校職員及び香川県市町立学校職員負担教職員定数条例の一部を改正する条例 ( ) 六一

●香川県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例 ( ) " ( )

●香川県警察本部組織条例の一部を改正する条例 (公安委員会) ( ) " ( )

●香川県警察職員定数条例の一部を改正する条例 ( ) " ( ) 六一

●香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 ( ) " ( )

●知事等の給与の特例に関する条例 (行政企画課、教育委員会) ( ) " ( )

●香川県看護教員修学資金貸付条例を廃止する条例 (医務国保課) 六三

●都市計画法施行令第三十一条ただし書の開発区域の面積を定める条例を廃止する条例 (都市計画課) ( ) " ( )

●香川県金属くず取扱業に関する条例を廃止する条例 (公安委員会) 六四

### 本号で公布された条例のあらまし

香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年香川県条例第一号)

- 1 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行により法令に基づく行政手続のオンライン化を実施するための法整備が行われたことを考慮して、同法の適用を受けない条例等に基づく行政手続のオンライン化を実施することができるようにするための共通する事項を定めることにより、行政の情報化を推進し、県民の利便性の向上を図るため、この条例を制定することとした。
- 2 平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(平成十六年香川県条例第一号)

- 1 行政手続等のオンライン化に当たり、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例だけでは条例上の措置が十分でないものについて

所要の措置を講ずるとともに、行政手続の簡素化及び明確化を行うため、関係条例について所要の改正を行うこととした。

- 2 平成十六年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の開発行為の規模を定める条例(平成十六年香川県条例第三号)

- 1 都市計画の見直しに伴い、都市計画区域における許可の対象となる開発行為の規模について、市街化の状況等を考慮した措置を講じるため、この条例を制定することとした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

香川県ふぐの処理等に関する条例(平成十六年香川県条例第四号)

- 1 食品衛生を取り巻く社会経済情勢が大きく変化し、特に食品の安全・安心に対する県民の関心が近年急激に高まっている中で、ふぐがその強い毒性により人の健康を損なうおそれのあるものでありながら、広く一般に食されている現状を考慮し、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止するため、ふぐ処理業を営む者について新たに登録制度を実施するとともに、ふぐ処理師の資格を新設する等のため、香川県ふぐ取扱条例の全部を改正することとした。
- 2 平成十六年十月一日から施行することとした。

香川県企業誘致条例(平成十六年香川県条例第五号)

- 1 全国的に厳しい景気、雇用情勢が継続していることを考慮して、県民生活を安定させ、より向上させるために、積極的に企業を誘致し、その立地を促進することによる雇用機会の拡大及びにぎわいの創出を図る必要性から、県内に工場、試験研究施設及び情報処理関連施設を設置する企業に対する助成制度を拡充するとともに、新たに観光施設を設置する企業に対する助成制度を創設するため、香川県工場等立地促進条例の全部を改正することとした。

2 平成十六年四月一日から施行することとした。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第六号）

1 知事等の給料月額の設定、一般職の職員の給与改定等の状況を総合的に勘案し、行政委員会の委員その他の非常勤の職員に対する報酬の額を改定することとした。

2 平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第七号）

1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費並びに国及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、現行の使用料及び手数料について見直しを行い、改定することとした。

2 平成十六年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は公布の日から、一部の規定は同年七月一日から、一部の規定は平成十七年一月一日から施行することとした。

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第八号）

1 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の施行に伴い小規模企業者等設備導入資金特別会計について所要の改正を行うとともに、香川県立保健医療大学及び香川県立医療短期大学の運営の状況をより明確にするために特別会計を新たに設置することとした。

2 平成十六年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、規則で定める日から施行することとした。

香川県土地開発基金条例及び香川県番の州地区臨海工業用土地造成事業基金条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第九号）

1 香川県土地開発基金について、その一部を処分し、減少が著しい一般会計管理の財源対策用基金である香川県債管理基金及び香川県長期投資準備基金に積み立て、事業執行に係る財源とするため条例の一部を改正するとともに、香川県番の州地区臨海工業用土地造成事業基金について、繰替運用することができるよう条例の一部を改正することとした。

2 平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第十号）

1 香川県議会議員の報酬についての香川県特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、所要の改正を行うこととした。

2 平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県職員定数条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第十一号）

1 行財政改革による職員数の削減をより着実に進めるため、特定事務従事職員に係る定数の別枠を廃止し、定数管理の明確化を図るとともに、職員の定数について実人員に沿った見直しを行うこととした。

2 平成十六年四月一日から施行することとした。

職員給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第十二号）

1 香川県立保健医療大学の設置及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方公営企業労働関係法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第十三号)

1 国立大学法人法、地方独立行政法人法等の施行に伴い、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算等について、所要の改正を行うこととした。

2 平成十六年四月一日から施行することとした。

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第十四号)

1 知事、副知事及び出納長の給料月額についての香川県特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、所要の改正を行うこととした。

2 平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第十五号)

1 地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。

2 平成十六年四月一日から施行することとした。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第十六号)

1 地方公務員災害補償法の一部が改正されたことを考慮し、罰金額の上限を引き上げることとした。

2 公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとした。

香川県保健衛生及び環境関係試験検査手数料条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第十七号)

1 水道法の規定による水質基準に関して、水質基準に関する省令等により水

質基準項目及び水質検査方法等が変更されることに伴い、飲料水及び水道水の水質試験・検査に係る手数料について所要の改正を行うこととした。

2 平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第十八号)

1 県立病院の利用及び運営の状況を考慮し、その病床数について所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

香川県都市公園条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第十九号)

1 瀬戸大橋記念公園の有料公園施設としているブリッジシアターの利用の促進を図りにぎわいを創出するため、これを無料化することとしたので、所要の改正を行うこととした。

2 平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県立農業大学校条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第二十二号)

1 社会経済情勢の変化や少子化の進行を踏まえ、「独創性豊かで、多彩な香川型農業の確立」に向け、香川県立農業大学校について、その学科、組織体制等を見直すとともに、平成十七年度入学生から授業料等を徴収するため、所要の改正を行うこととした。

2 平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県公共用財産管理条例等の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第二十一号)

1 都市計画を見直し、市街化区域と市街化調整区域との区分を廃止することに伴い、公共用財産等の使用料又は占用料に係る宅地の区分の見直しを行う

- ため、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第二十二号）

- 1 県が管理する港湾に整備不良の船舶が入港したり、港湾施設に廃棄物が投棄されるなど、港湾施設の機能が妨げられる事象が見られることから、これらの行為を排除するための措置を講ずるとともに、社会情勢の変化に対応した港湾の管理を行うため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成十六年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は同年五月一日から施行することとした。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第二十三号）

- 1 風致地区内における建築等の規制の基準を定める政令の一部改正に伴い、風致地区内の行為規制として、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積を追加する等所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第二十四号）

- 1 都市計画の見直しに伴い、経理事務の対象となる市町を追加するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

香川県営住宅条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第二十五号）

- 1 一般県営住宅が住宅に困窮する低額所得者に供給されるものであることを踏まえ、一般県営住宅の明渡し請求に応じない高所得者に対して、その明渡しを促進されるよう、損害賠償金の徴収規定を加えるため、所要の改正を

行うこととした。

- 2 公布の日から施行することとした。

香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第二十六号）

- 1 香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業における換地処分に伴い、施行地区に含まれる地域の名称を変更し、分割徴収する清算金の利率を定める等所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は平成十六年四月一日から、一部の規定は規則で定める日から施行することとした。

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第二十七号）

- 1 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による教育公務員特例法等の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成十六年四月一日から施行することとした。

教育関係施設の管理の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（平成十六年香川県条例第二十八号）

- 1 香川県総合運動公園、香川県立丸亀競技場、香川県立体育館、香川県立屋島陸上競技場、香川県立武道館、香川県立丸亀武道館、香川県立総合水泳プール、香川県民ホール及び香川県歴史博物館の管理運営を県が自ら行うこととするので、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成十六年四月一日から施行することとした。

教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第二十九号）

- 1 知事等の給料月額等との権衡を考慮し、教育長の受ける給料月額を改めるとともに、教育公務員特例法の一部改正に伴い、引用する条項を改めることとした。

- 2 平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県立学校職員及び香川県市町立学校職員負担教職員定数条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第三十号)

- 1 小学校の児童数並びに中学校及び高等学校の生徒数の変化等を踏まえ、県立学校職員及び市町立学校職員負担教職員の定数を改めるとともに、教育公務員特例法の一部改正に伴い、引用する条項を改めることとした。

- 2 平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第三十一号)

- 1 独立行政法人日本学生支援機構法の施行に伴い、引用する法律の題名を改めることとした。

- 2 平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県警察本部組織条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第三十二号)

- 1 来日外国人による組織的な犯罪、薬物及び銃器の密輸・密売事件、暴力団による犯罪等組織を背景に行われる犯罪の多数が治安悪化の大きな要因となっていることから、犯罪組織の壊滅に向けた戦略的捜査等を推進するため、組織犯罪に関する事務を所掌する部署を統合する等、所要の改正を行うこととした。

- 2 平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県警察職員定数条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第三十

三号)

- 1 厳しい治安情勢に的確に対応し、県民が真に求めている安全と安心を確保するため警察官を増員することから、その定数を改めることとした。

- 2 平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第三十四号)

- 1 道路交通法に基づく運転免許の取消処分者講習の一部を指定講習機関に行わせることに伴い、その手数料を当該指定講習機関に納入できるよう所要の改正を行うこととした。

- 2 平成十六年四月一日から施行することとした。

知事等の給与の特例に関する条例(平成十六年香川県条例第三十五号)

- 1 県の財政状況等を考慮し、知事、副知事、出納長等の特別職の職員、一般職の職員及び県職員負担教職員の給与の減額措置を講じるため、この条例を制定することとした。

- 2 平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県看護教員修学資金貸付条例を廃止する条例(平成十六年香川県条例第三十六号)

- 1 香川県看護教員修学資金貸付条例は、香川県立医療短期大学の看護教員の確保を図ることを目的として制定されたものであるが、当該看護教員が充足し、平成十六年四月に開学する香川県立保健医療大学の看護教員についても確保できる見込みであることから、この条例を廃止することとした。

- 2 公布の日から施行することとした。

都市計画法施行令第三十一条ただし書の開発区域の面積を定める条例を廃止する条例(平成十六年香川県条例第三十七号)

1 都市計画を見直し、市街化区域と市街化調整区域との区分を廃止することから、市街化調整区域において許可の対象となる開発行為の規模を定めたこの条例は、廃止することとした。

2 規則で定める日から施行することとした。

香川県金属くず取扱業に関する条例を廃止する条例（平成十六年香川県条例第三十八号）

1 香川県金属くず取扱業に関する条例は、金属くずの盗難等の犯罪を防止し、その適正な取引を確保することを目的として、昭和三十一年に制定されたものであるが、その後の社会情勢の変化により金属くずの盗難がほとんど発生していない現状を踏まえ、この条例を廃止することとした。

2 公布の日から施行することとした。

香 川 県 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例

香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鋼 武 紀

香川県条例第一号

香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 条例等 条例及び規則(議会の会議規則、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第二項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)をいう。

二 規則等 規則及び議長の定めをいう。

三 県の機関等 次に掲げるものをいう。

イ 県の機関

ロ 県の機関が法律又は条例の規定に基づき試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律又は条例に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者(その者が法人である場合におけるその代表者を含む。)

四 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

五 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。

六 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

七 申請等 申請、届出その他の法令(法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。)又は条例等の規定に基づき県の機関等に対して行われる通知をいう。

八 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たたる行為をいう。)の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。

九 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

十 作成等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

十一 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。



(電子情報処理組織による申請等)

第三条 県の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われ、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関等に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、県の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第四条 県の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われ、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、県の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 県の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録される事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われ、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第六条 県の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により行う

こととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の場合において、県の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をするものとしてしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにすることとして規定等をもって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

第七条 別表の上欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の下欄に定めるこの条例の規定は、適用しない。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第八条 県は、県の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

3 県は、県の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第九条 知事は、少なくとも毎年度一回、県の機関等(議会を除く。)が電子情報処理組織を使用し行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況を取りまとめ、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 議長は、少なくとも毎年度一回、議会が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができ申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

別表(第七条関係)

一 香川県税条例(昭和二十九年香川県条例第十三号)	第九十一条の三第二項及び第三百二条の七第三項	二 香川県種痘検査条例(昭和二十九年香川県条例第五十号)	第一条並びに第十条第一項及び第二項
三 卸売市場法施行条例(昭和四十六年香川県条例第三十号)	第八条第一項及び第三項	四 香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和四十九年香川県条例第四十一号)	第三条第一項

第四条

第三条

五 香川県動物の愛護及び管理に関する条例（第六条）	平成十三年香川県条例第二号）
六 香川県魚介類行商に関する条例（平成十五 年香川県条例第六号）	第七条第一項及び第三項
第四条	第四条

香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二号

香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

（職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第一条 職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年香川県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は」を「、又は」に改め、同条第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「旅費」を「旅費」に改め、同項第一号中「その」を「、その」に改め、同条第三項中「その退職等が、」を「、その退職等が」に、「因る場合には、同項」を「よるものであるときは、前項」に、「旅費は」を「旅費は、」に改め、同条第四項中「ときは」を「場合には、」に改め、同条第六項中「外」を「ほか、」に、「の定」を「の定め」に、「その他」を「その他」に、「旅費」を「旅費」に改め、同条第七項中「以下本条」を「次項」に、「その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消を含む。）され」を「、その出発前に旅行命令又は旅行依頼等（旅行命令又は旅行依頼をいう。以下同じ。）を変更され、若しくは取り消され、」に改め、同条第三項中「変更する」を「変更し、又は取り消す」に、「又は第五条第一項かつ、」に改め、同条第三項中「変更する」を「変更し、又は取り消す」に、「又は第五条第一項を」には、自ら又は次条第一項に、「基き」を「基つき」に改め、同条第四項中「発し又は」を「発し、又は」に、「変更するには」を「変更し、若しくは取り消すには、」に、「を記載し、これを」を「の記載又は記録をし、これを当該」に、「但し」を「ただし、旅行命令簿等にその旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし」に、「変更すること」を「変更し、若しくは取り消すこと」に、「おいて」を「おいて、」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第五項中「及び様式」を「又は記録事項、様式その他の必要な事項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定による旅行命令簿等の提示については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年香川県条例第一号）第四条の規定は、適用しない。

第五条第一項中「因り」を「より」に、「本条」を「この条」に、「変更の」を「変更又は取消し」に改め、同条第二項中「場合には」を「場合には、」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「前二項」を「前二項」に、「その」を「その」に、「旅行命令等」を

「旅行命令等に」に改める。

第十二条第一項中「とする」を「によるものとする」に改め、同項第一号中「徴する」の下に「列車を運行する」を加え、同条第二項第一号中「又は準急行列車」を削り、同条第三項中「普通急行列車」を「特別急行列車又は普通急行列車」に改める。

第二十八条第一項中「因り」を「より」に、「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

(香川県公安委員会の委員の職務の宣誓に関する条例の一部改正)

第二条 香川県公安委員会の委員の職務の宣誓に関する条例(昭和二十九年香川県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第四十二条」を「第四十二條」において準用する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十一条に、「基き」を「基づき」に、「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第二条中「ものは、香川県知事」を「者は、知事」に改める。

別記を次のように改める。

別記様式(第二条関係)

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、個人の権利と自由を保護し、及び公共の安全と秩序を維持すべき香川県公安委員会の委員としての責務を深く自覚し、警察の職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、不偏不党かつ公平中正に職務を遂行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列四番とする。

(単独県費補助条例の一部改正)

第三条 単独県費補助条例(昭和三十一年香川県条例第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香川県単独県費補助条例

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この条例は、市町等が行う事業に対する単独県費による補助に関し必要な事項を定めるものとする。

第一条中「知事が適当と認める」を「規則で定める」に、「事業」を「事業(以下「補助事業」といふ。）」に、「補助する」を「補助金を交付する」に改め、同条第一号中「「ほ場」を「及びほ場」に改め、同条第二号中「「及び橋梁」に改め、同条第三号中「「水防」を「及び水防」に改め、同条第四号中「「漁港」を「及び漁港」に改め、同条第六号中「「治山」を「及び治山」に改め、同条第七号中「「牧野」を「及び牧野」に改める。

第三条の見出しを「(補助率)」に改め、同条中「補助金の率」を「補助率」に、「事業の」を「補助事業の」に、「知事が」を「規則で」に改める。

第四条の見出しを「(補助事業の採択の申請)」に改め、同条中「第二条に掲げる事業」を「補助事業」に、「事業採択申請書」を「補助事業採択申請書」に改める。

第五条の見出しを「(採択の通知)」に改め、同条中「申請書に基き、事業」を「規定により提出された申請書を審査し、申請に係る補助事業」に、「時は、すみやかに、事業採択通知書」を「ときは、速やかに、その旨」に、「交付する」を「通知する」に改める。

第六条の見出しを「(補助金の交付の申請)」に改め、同条中「事業採択通知」を「補助事業の採択の通知」に改める。

第七条の見出しを「(補助金の交付の決定)」に改め、同条中「より、補助金交付申請書を受理した」を「よる申請書の提出があつた」に改め、「又は」を削り、「適当と認めるときは、補助金交付指合書を申請者に交付する」を「申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに、補助金の交付を決定する」に改める。

第八条の見出しを「(検査)」に改め、同条中「工事」を「補助事業に係る工事」に、「会計検査」を「会計に係る検査」に改める。

第九条中「竣工検査」を「前条の規定による検査」に改める。

第十条を次のように改める。

(電磁的記録による作成)

第十条 この条例又はこの条例の施行のための規則その他の規程の規定により作成することとされ  
ている申請書等(申請書、書類その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報  
が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)については、香川県行政手続等における情  
報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年香川県条例第一号)第三条の規定の適用を受ける  
場合を除き、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ  
の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機によ  
る情報処理の用に供されるものとして知事が定めるものをいう。以下同じ。)の作成をもつて、  
当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書  
等とみなす。

第十一条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「関し」を「関し」、「知事が」を「規則  
で」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(電磁的方法による提出)

第十一条 この条例又はこの条例の施行のための規則その他の規程の規定による申請書等の提出に  
ついては、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、香川県行政手続等における情  
報通信の技術の利用に関する条例第三条の規定の適用を受ける場合を除き、電磁的方法(情報通  
信の技術を利用する方法であつて知事が定めるものをいう。以下同じ。)をもつて行うことがで  
きる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、県の使用に係る電子  
計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。

(香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例の一部改正)

第四条 香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例(昭和三十八年香川県条例第五  
号)の一部を次のように改正する。

第四条中「を知事」を「に規則で定める書類を添付して、知事」に改める。

(職員団体の登録に関する条例の一部改正)

第五条 職員団体の登録に関する条例(昭和四十一年香川県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次の各号に」を「次に」に、「正副二通の申請書にそれぞれ規約を添付して、」を「申請書を」に改め、同項第一号中「その職業」を「、その職業」に改め、同条第二項中「規定による」を削り、「次の各号に」を「規約のほか、次に」に改め、同項第一号中「法」を「法」に改める。

第六条を第七条とする。

第五条中「その」を「理由を付してその」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中「に規定する申請書」を「の申請書」に、「人事委員会に書面をもってその旨を届けなければ」を「その代表者を通じて、変更された事項又は解散した旨を記載した届出書を入事委員会に提出しなければ」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 第二条及び前条の規定は、変更された事項の登録について準用する。

第四条第四項を削り、同条を第五条とする。

第三条中「旨又はしない」を「ときはその旨を、しないときは理由を付してその」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(登録)

第二条 人事委員会は、前条の規定による申請があつた場合において、当該団体が法第五十三條第二項から第四項までの規定に適合する職員団体であるときは、規約及び前条第一項の申請書の記載事項を職員団体登録簿に登録しなければならない。

(香川県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第六条 香川県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年香川県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第一号中「が氏名」を「の氏名」に、「を変更した」を「に変更があつた」に改め、同項第二号中「加入者」を「加入期間が一年に満たない加入者」に改め、同条第二項中「次の各号のいずれかに該当する場合には」を「年金受給権者の氏名又は住所に変更があつたときは」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第一号中「が氏名」を「の氏名」に、「を変更した」を「に変更があつた」に改め、同条第四項中「年金受給権者に代わつて現に年金を受領し、かつ、管理している」を削る。

(社会福祉法人の助成に関する条例の一部改正)

第七条 社会福祉法人の助成に関する条例(昭和四十五年香川県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香川県社会福祉法人の助成に関する条例

第二条中「知事」を「県」に、「行なう」を「行う」に、「補助金」を「補助金」に改める。

第三条中「助成する」を「補助金を交付し、又は資金を貸し付ける」に改める。

第四条中「が助成」を「は、第二条の規定による補助金の交付又は資金の貸付け」に、「次の各号に掲げる」を「知事が定める」に改め、同条各号を削る。

第五条及び第六条を次のように改める。

(電磁的記録による作成)

第五条 この条例又はこの条例の施行のための規則その他の規程の規定により作成することとされ  
ている申請書等(申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報  
が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)については、香川県行政手続等における情  
報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年香川県条例第一号)第二条の規定の適用を受ける  
場合を除き、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ  
他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機によ  
る情報処理の用に供されるものとして知事が定めるものをいう。以下同じ。)の作成をもつて、  
当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書  
等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第六条 この条例又はこの条例の施行のための規則その他の規程の規定による申請書等の提出につ  
いては、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、香川県行政手続等における情報  
通信の技術の利用に関する条例第三条の規定の適用を受ける場合を除き、電磁的方法(情報通信  
の技術を利用する方法であつて知事が定めるものをいう。以下同じ。)をもつて行うことができ  
る。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、県の使用に係る電子  
計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。

(香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例の一部改正)

第八条 香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例(昭和四十七年香川県条例  
第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「を知事」を「に規則で定める書類を添付して、知事」に改める。

(香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部改正)

第九条 香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例(平成五年香川県条例第二十号)  
の一部を次のように改正する。

第四条中「を知事」を「に規則で定める書類を添付して、知事」に改める。

(香川県行政手続条例の一部改正)

第十条 香川県行政手続条例(平成七年香川県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第二条」を「第三条第一項」に改める。

第八条第一項ただし書中「添付書類」の下に「その他の申請の内容」を加える。

第三十三条第三項第二号中「含む。」の下に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その  
他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情  
報処理の用に供されるものをいう。)」を加える。

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第十一条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年香川県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項中「及び第十六条」を「第十六条、第二十條及び第二十一条第一項」に改める。  
第十九条 この条例の施行のための教育委員会規則の規定による手続については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年香川県条例第一号）第三条の規定は、適用しない。

第十九条を第二十二条とし、第十八条の次に次の三条を加える。  
（香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外）

第十九条 この条例の施行のための教育委員会規則の規定により作成することとされている請求書（請求書、書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、当該請求書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして任命権者が定めるもの）の作成をもって、当該請求書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該請求書とみなす。

2 前項の規定により請求書等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印又は署名については、記名押印又は署名に代えて氏名を明らかにする措置であって任命権者が定めるものをとらなければならない。

（電磁的方法による提出）  
第二十一条 この条例の施行のための教育委員会規則の規定による請求書等の提出については、当該請求書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）をもって行うことができる。

2 前項の規定により請求書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該請求書等の提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）  
第十二条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年香川県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「及び第十七条」を「第十七条、第二十條及び前条第一項」に改め、同条を第二十二条とし、第十八条の次に次の三条を加える。

（香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外）  
第十九条 この条例の施行のための教育委員会規則の規定による手続については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年香川県条例第一号）第三条の規定は、適用しない。



(電磁的記録による作成)

第二十條 この条例の施行のための人事委員会規則の規定により作成することとされている請求書等(請求書、書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)については、当該請求書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして任命権者が定めるものをいう。以下同じ。)の作成をもつて、当該請求書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該請求書等とみなす。

2 前項の規定により請求書等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印又は署名については、記名押印又は署名に代えて氏名を明らかにする措置であつて任命権者が定めるものをとらなければならない。

(電磁的方法による提出)

第二十一條 この条例の施行のための人事委員会規則の規定による請求書等の提出については、当該請求書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて任命権者が定めるものをいう。以下同じ。)をもつて行うことができる。

2 前項の規定により請求書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該請求書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部改正)

第十二條 香川県中心市街地における県税の特別措置条例(平成十一年香川県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十五条」の下に「及び附則第二十五項」を加える。

第二条中「を知事」を「に規則で定める書類を添付して、知事」に改める。

(香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部改正)

第十四條 香川県過疎地域における県税の特別措置条例(平成十二年香川県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「を知事」を「に規則で定める書類を添付して、知事」に改める。

(香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例の一部改正)

第十五條 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例(平成十二年香川県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「及び報告書」の下に「の内容」を加える。

(香川県砂防指定地管理条例の一部改正)

第十六條 香川県砂防指定地管理条例(平成十五年香川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十條の見出し中「開始等」を「終了等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中職員等の旅費に関する条例第十二条及び第二十八條の改正規定並びに第二条、第五条、第六条及び第十六條の規定は、公布の日から

施行する。

都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の開発行為の規模をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第三号

都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の開発行為の規模を定める条例

都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十九条第一項ただし書の規定により条例で

定める開発行為の規模は、高松広域都市計画区域(高松市の区域を除く。)、中讃広域都市計画区域

及び坂出都市計画区域においては、千平方メートルとする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

香川県ふぐの処理等に関する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四号

香川県ふぐの処理等に関する条例

香川県ふぐ取扱条例(昭和二十八年香川県条例第五十二号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 ふぐの販売(第四条)

第三章 ふぐ処理業(第五条―第十六条)

第四章 ふぐ処理師(第十七条―第十九条)

第五章 雑則(第三十条―第三十二条)

第六章 罰則(第三十三条―第三十六条)

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、ふぐ処理業を営む者について登録制度を実施し、ふぐ処理師の資格を定める等

必要な規制を行うことにより、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止し、もって県民の健康の保

護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一般ふぐ 特別ふぐ以外の食用に供することができるふぐとして規則で定めるものをいう。

二 特別ふぐ 処理を行うに当たって特別の措置を講じなければならない食用に供することができる

ふぐとして規則で定めるものをいう。

三 処理 肝臓、卵巣その他の人の健康を損なうおそれのある部位として規則で定めるもの(以下

「有毒部位」という。）を除去し、又は塩蔵することにより、一般ふぐ又は特別ふぐ（以下「食用ふぐ」という。）を人の健康を損なうおそれのないようにすることという。

四 ふぐ処理業 処理を業として行うことという。

五 ふぐ処理業者 第五条第一項の登録を受けてふぐ処理業を営む者という。

六 ふぐ処理師 第十七条第一項の免許を受けている者という。

（責務）

第二条 県は、県民が自らの食生活の安全を確保できるよう、広報活動等を通じたふぐの毒に起因する食中毒に関する知識の普及及び啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県民及び事業者は、ふぐの毒に起因する食中毒に関する知識及び理解を深めるとともに、ふぐの飲食又は販売に当たっては、適切な処理等を行うことにより、食生活の安全が確保されるよう努めなければならない。

### 第二章 ふぐの販売

第四条 ふぐは、処理を行った食用ふぐでなければ、食品として販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）をしてはならない。ただし、処理又は食用ふぐの販売若しくは加工を業として行う者に対して処理を行っていない食用ふぐの販売をする場合は、この限りでない。

2 処理を行った食用ふぐ（容器包装に入られ、又は包まれているものに限る。）は、食品として販売をする場合は、規則で定める事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい箇所に表示しなければならない。

（登録）

第五条 ふぐ処理業を営もうとする者は、次の各号に掲げるふぐ処理業の区分に従い、その処理を行う施設（以下「ふぐ処理施設」という。）ごとに、知事の登録を受けなければならない。

一 一般ふぐ処理業（一般ふぐの処理を業として行うことという。）

二 特別ふぐ処理業（特別ふぐの処理を業として行うことという。以下同じ。）

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 ふぐ処理業の区分

三 ふぐ処理施設の名称及び所在地

四 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

五 第十一条第一項に規定する専任のふぐ処理師の氏名及びその者の第十七条第一項の免許の番号並びに特別ふぐ処理業の登録を受けるときは、その者の第二十八条第二項の修了証の番号

3 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合は、次に掲げる事項をふぐ処理業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前項各号に掲げる事項
- 二 登録の年月日、番号及び有効期間
- 四 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 知事は、前条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第十四条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から二年を経過しない者
- 二 一 及び処理業者で法人であるものが第十四条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前三十日以内にその一及び処理業者の役員であった者でその処分があった日から二年を経過しないもの

- 三 第十四条第一項の規定により一及び処理業者の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 四 この条例若しくは食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けなくなつた日から二年を経過しない者

- 五 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 六 一及び処理施設について第十一条に規定する要件を欠く者
- 七 一及び処理施設に、次に掲げる器具等を備えていない者
  - イ 調理台並びに処理専用の包丁及びまな板
  - ロ 水道水その他の飲用に適する水を十分に供給することができる設備
  - ハ 処理により生じた廃棄物専用である旨の表示があり、施錠できる不浸透性の容器
  - ニ 有毒部位を塩蔵することにより処理を行う場合にあつては、有毒部位ごとに、それぞれ塩蔵の原料専用である旨の表示があり、施錠できる不浸透性の容器

二 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の更新)

第七条 第五条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 第五条（第一項を除く。）及び前条（第一項第一号から第五号までを除く。）の規定は、前項の更新について準用する。

- 三 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされなるときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 四 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日から起算するものとする。

(登録証の交付等)

第八条 知事は、第五条第三項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録をし

たときは、第五条第一項第一号から第三号まで及び第三項第二号に掲げる事項を記載したふぐ処理業登録証（以下「登録証」という。）を申請者に交付しなければならない。

2 ふぐ処理業者は、登録証の見やすい場所に掲所に掲示しなければならない。

3 ふぐ処理業者は、登録証を亡失し、汚損し、又は破損したときは、登録証の再交付を受けることができる。

（登録事項の変更の届出）

第九条 ふぐ処理業者は、第五条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項に変更があったときは、

その日から三十日以内に、届出書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 ふぐ処理業者は、前項の規定により届出書を提出する場合において、登録証に記載された事項に変更があったときは、当該届出書にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

3 知事は、第一項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が第六条第一項第五号又は第六号のいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項をふぐ処理業者登録簿に登録しなければならない。

なければならない。

4 第五条第四項の規定は、前項の規定による登録について準用する。

（廃止の届出等）

第十条 ふぐ処理業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人

五 その登録に係るふぐ処理業を廃止した場合 ふぐ処理業者であった個人又はふぐ処理業者であった法人を代表する役員

2 ふぐ処理業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、次項の適用を受ける場合を除き、当該ふぐ処理業者に係る第五条第一項の登録は、その効力を失う。

3 第一項第一号に該当する場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により被相続人が宮んでいたふぐ処理業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。）が被相続人の死亡後六十日以内に当該ふぐ処理業について第五条第一項の登録の申請をしたときは、相続人は、被相続人の死亡の日からその申請に対する処分がされるまでの間は、引き続き当該ふぐ処理業を営むことができるものとし、この間の営業については、被相続人の受けた同項の登録は、被相続人の死亡の日に関し、被相続人が受けたものとみなす。

（ふぐ処理業者のふぐ処理師の設置）

第十一条 ふぐ処理業者は、処理に従事させるため、そのふぐ処理施設ごとに専任のふぐ処理師を置かなければならない。この場合において、ふぐ処理業者（法人にあっては、その役員）がふぐ処理師であるときは、その者が自ら主として処理に従事するふぐ処理施設については、その者は、当該ふぐ処理施設に置かれる専任のふぐ処理師とみなす。

2 前項の場合において、特別ふぐ処理業に係るふぐ処理施設に置かれる専任のふぐ処理師は、第二十八條第一項の特別ふぐ処理講習を修了した者（以下「講習修了ふぐ処理師」という。）でなければ

ばならない。

3 ぶぐ処理業者は、前二項の規定に抵触するぶぐ処理施設が生じたときは、その日から二週間以内

に、これらの規定に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

(ぶぐ処理業者の遵守すべき事項)

第十二条 ぶぐ処理業者は、ぶぐの毒に起因する食中毒の発生を防止するため、次に掲げる事項を遵

守しなければならない。

1 ぶぐ処理師でない者を食品として販売の用に供する一般ぶぐの処理に、講習修了ぶぐ処理師で

ない者を食品として販売の用に供する特別ぶぐの処理に従事させないこと。ただし、次に掲げる

場合は、この限りでない。

1 ぶぐ処理師の立会いの下でその指示を受けて当該一般ぶぐの処理に従事させる場合

ロ 講習修了ぶぐ処理師の立会いの下でその指示を受けて当該特別ぶぐの処理に従事させる場合

2 有毒部位を塩蔵することにより処理を行う場合にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

1 当該塩蔵を終えたものについては、規則で定めるところにより毒性検査を行い、その結果が

規則で定める基準に適合していないときは、食品として販売をしないこと。

ロ 処理に係る規則で定める事項に関し記録を作成し、当該記録及び1の規定による毒性検査の

結果を当該塩蔵を終えた日から三年間保存すること。

3 特別ぶぐの有毒部位を除去することにより処理を行う場合にあつては、次に掲げる措置その他

特別ぶぐの種類に応じて規則で定める措置を講ずること。

1 処理を行った特別ぶぐについては、規則で定めるところにより毒性検査を行い、その結果が

規則で定める基準に適合していないときは、直ちにその旨を知事に報告すること。

ロ 処理に係る規則で定める事項に関し記録を作成し、当該記録及び1の規定による毒性検査の

結果を当該除去を終えた日から三年間保存すること。

ハ 1の規定による毒性検査の結果及びロに規定する事項を毎年一回、知事に報告すること。

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(措置命令)

第十三条 知事は、ぶぐ処理業者が第六条第一項第七号に該当することとなつたときは、当該ぶぐ処

理業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十四条 知事は、ぶぐ処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又

は一年以内の期間を定めてそのぶぐ処理業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

1 偽りその他不正の手段により第五条第一項の登録又は第七条第一項の更新を受けたとき。

2 第六条第一項第二号、第四号、第五号又は第七号のいずれかに該当することとなつたとき。

3 処理又はぶぐの販売に関しこの条例若しくは食品衛生法又はこれらに基づく処分を違反したと

き。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(登録の抹消)

第十五条 知事は、第七条第一項若しくは第十条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、

又は前条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該ぶぐ処理業者の登録を抹消しなければ

ならない。

(登録証の返納)

第十六条 ふく処理業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、当該登録証(第一号の場合にあつては、発見した登録証)を知事に返納しなければならない。

- 一 第八条第三項の規定により登録証の再交付を受けた後において亡失した登録証を発見したとき。
- 一 第十四条第一項の規定により登録証が取り消されたとき。
- 二 第十条第一項の規定による届出をする者は、その届出の際に、当該届出に係るふく処理業者の登録証を知事に返納しなければならない。ただし、同条第三項の規定により相続人が引き続きふく処理業者を営む場合は、この限りでない。

第四章 ふく処理師

(免許)

第十七条 ふく処理師にならうとする者は、知事の免許を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、前項の免許を与える。

1 第二十五条に規定する試験に合格した者

- 1 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として規則で定めるもの
- 3 第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

1 住所、氏名及び生年月日

2 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍)

3 前項第一号に該当する者にあつては、第二十五条に規定する試験の合格番号

4 その他規則で定める事項

(免許を与えない場合)

第十八条 第二十三条第一項前段又は第二項(第一号を除く。)の規定により免許の取消しの処分を受けた後一年を経過しない者には、前条第一項の免許を与えない。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の免許を与えないことがある。

- 1 心身の障害により処理を適切に行うことができない者として規則で定めるもの
- 1 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者
- 3 この条例又はこれに基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

(意見の聴取)

第十九条 知事は、第十七条第一項の免許を申請した者について、前条第二項第一号に掲げる者に該当すると認め、同項の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(免許証の交付等)

第二十条 知事は、第十七条第一項の免許を与えたときは、同条第三項第一号及び第二号に掲げる事項(住所を除く。)並びに免許の年月日及び番号を記載したふく処理師免許証(以下「免許証」という。)を申請者に交付しなければならない。

2 ふぐ処理師は、免許証を亡失し、汚損し、又は破損したときは、免許証の再交付を受けることができる。

(申請事項の変更の届出)

第二十一条 ふぐ処理師は、第十七条第三項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があったときは、

その日から三十日以内に、届出書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 ふぐ処理師は、前項の規定により届出書を提出する場合において、免許証に記載された事項に変更があったときは、当該届出書にその免許証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(死亡の届出)

第二十一条 ふぐ処理師が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百一十四号）による死亡

の届出義務者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(免許の取消し等)

第二十三条 知事は、ふぐ処理師が偽りその他の不正の手段により第十七条第一項の免許を受けたとき

は、その免許を取り消さなければならない。本人から同項の免許の取消しの申請があったときも、

同様とする。

2 知事は、ふぐ処理師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消し、又は六月以

内の期間を定めてその免許の効力を停止することができる。

一 第十八条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 ふぐ処理業に関しその名義を他人に利用させたとき。

三 その責めに帰すべき事由により、食中毒その他のふぐの毒に起因する重大な事故が発生させた

とき。

四 処理に関しこの条例又はこれに基づく処分を違反したとき。

3 前項の規定により免許の効力を停止されている者は、第十七条第一項の免許を受けていない者と

みなす。ただし、第二十一条、前条及び次条の規定の適用については、この限りでない。

(免許証の返納)

第二十四条 ふぐ処理師は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、当該免

許証（第一号の場合にあつては、発見した免許証）を知事に返納しなければならない。

一 第二十条第二項の規定により免許証の再交付を受けた後に、亡失した免許証を発見したと

き。

二 前条（第一項後段を除く。）の規定により免許が取り消されたとき。

2 ふぐ処理師は、第十七条第一項の免許の取消しの申請をするときは、当該免許証を知事に返納し

なければならない。

3 第二十二条の規定による届出をする者は、その届出の際に、当該届出に係るふぐ処理師の免許証

を知事に返納しなければならない。

(試験の実施)

第二十五条 知事は、毎年一回以上、ふぐ処理師として必要な知識及び技能について、ふぐ処理師試

験（以下「試験」という。）を行う。

(受験資格)

第二十六条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。



一 調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）に規定する調理師

二 1 及び調理師の立会いの下でその指示を受けて二年以上処理に従事した者

三 前号に掲げる者と同等以上の経験を有すると知事が認めた者

（試験の無効等）

第二十七条 知事は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 知事は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができる。

のとすることができる。

（特別及び処理講習の実施）

第二十八条 知事は、特別及び処理に関し必要な知識及び技能を修得させるため、毎年一回以上

特別及び処理に従事しようとする及び調理師を受講者として、特別及び処理講習を行う。

2 知事は、特別及び処理講習を修了した者に対し、修了証を交付する。

（処理の従事の制限）

第二十九条 及び調理師でない者は食品として販売の用に供する一般及び処理に、講習修了及び処

理師でない者は食品として販売の用に供する特別及び処理に従事してはならない。ただし、次に

掲げる場合は、この限りでない。

一 及び調理師の立会いの下でその指示を受けて当該一般及び処理に従事する場合

二 講習修了及び調理師の立会いの下でその指示を受けて当該特別及び処理に従事する場合

2 及び調理師及び前項第一号又は第二号の規定により処理に従事する者は、第五条第一項の登録に

係る及び処理施設以外の場所で食品として販売の用に供する食用及び処理に従事してはならない。

第五章 雑則

（報告、立入検査等）

第三十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、及び処理業者、及び処理師その他これら

の関係者に対し、その業務に関する報告を求め、又はその職員に、及び処理施設その他の事業所に

立ち入り、処理の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる

ことができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示

しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料）

第三十一条 次に掲げる者は、香川県使用料、手数料条例（昭和二十七年香川県条例第二号）の定め

るところにより、手数料を納入しなければならない。

一 第五条第一項の登録を受けようとする者

二 第七条第一項の更新を受けようとする者

三 第八条第三項の登録証の再交付を受けようとする者

四 第九条第二項の登録証の訂正を受けようとする者

五 第十七条第一項の免許を受けようとする者

六 第二十条第二項の免許証の再交付を受けようとする者

(委任)

- 七 第二十一条第一項の免許証の訂正を受けようとする者
- 八 試験を受けようとする者
- 九 第二十八条第一項の特別ふぐ処理講習を受けようとする者

第三十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項の規定に違反した者
- 二 第五条第一項の規定に違反してふぐ処理業を営んだ者
- 三 偽りその他不正の手段により第五条第一項の登録、第七条第一項の更新又は第十七条第一項の免許を受けた者
- 四 第十二条第一号の規定に違反した者
- 五 第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第二項の規定に違反して表示をせず、又は虚偽の表示をした者
- 二 第十一条第三項の規定に違反した者
- 三 第十二条第二号イの規定に違反して毒性検査を行わないで販売をした者
- 四 第十二条第三号イの規定に違反して毒性検査を行わず、又は報告をしなかつた者
- 五 第十三条の規定による命令に違反した者
- 六 第十四条第一項の規定によるふぐ処理業の停止の命令に違反してふぐ処理業を営んだ者

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第二項の規定に違反した者
- 二 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第十二条第二号ロ又は第二号ロの規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録若しくは毒性検査の結果を保存しなかつた者
- 四 第十二条第三号ハの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第二十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 六 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

一 この条例は、平成十六年十月一日から施行する。

(ふぐ処理業に関する経過措置)

二 この条例の施行の際現にふぐ処理業を営んでいる者は、この条例の施行の日(以下「施行日」と

いう。)から三月間(当該期間内に改正後の香川県ふぐの処理等に関する条例(以下「新条例」という。))第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分があった日までの間)は、新条例第五条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該ふぐ処理業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する処分があるまでの間も、同様とする。

3 前項の規定により引き続きふぐ処理業を営むことができる場合には、その者を新条例第五条第一項の登録を受けた者とみなして、新条例第十一条から第十三条まで、第十四条(登録の取消しに係る部分を除く。)及び第二十條の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

4 新条例第六條の規定の適用については、改正前の香川県ふぐ取扱条例第四条の規定による営業の禁止の処分及び停止の処分は、それぞれ新条例第十四條第一項の規定による登録の取消しの処分及びふぐ処理業の停止の命令とみなす。

(ふぐ処理師に関する経過措置)

5 この条例の施行の際現に一般ふぐの処理に関し必要な知識及び技能を修得している者として知事が認めるものは、施行日から五年間(当該期間内に新条例第十八條の規定により免許を与えないこととされたときは、当該処分があった日までの間。次項において同じ。)は、新条例第十七條第一項の免許を受けないでも、食品として販売の用に供する一般ふぐの処理に従事することができる。その者がその期間内に当該免許の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する処分があるまでの間も、同様とする。

6 この条例の施行の際現に特別ふぐの処理に関し必要な知識及び技能を修得している者として知事が認めるものは、施行日から五年間は、新条例第十七條第一項の免許を受けず、かつ、新条例第十八條第一項の特別ふぐ処理講習を修了しないでも、食品として販売の用に供する特別ふぐの処理に従事することができる。

7 附則第五項の規定により一般ふぐの処理に従事することができる場合にはその者をふぐ処理師と、前項の規定により特別ふぐの処理に従事することができる場合にはその者を講習修了ふぐ処理師とみなして、新条例第十一條、第十二條第一号、第十三條第一項及び第三項本文、第二十六條、第二十九條並びに第二十條の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

この場合において、新条例第二十三條第二項中「その免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めその免許の効力を停止する」とあるのは「その者に対し、ふぐ処理師として処理に従事することを禁止する」と、同條第三項中「免許の効力を停止されている」とあるのは「ふぐ処理師として処理に従事することを禁止されている」とする。

8 新条例第十八條第一項の規定の適用については、前項の規定により読み替えて適用される新条例第二十三條第二項の規定による禁止の処分は、新条例第二十三條第二項の規定による免許の取消しの処分とみなす。

9 新条例第二十六條第二号の規定の適用については、施行日前に処理に従事した期間は、施行日以後、ふぐ処理師の立会いの下でその指示を受けて処理に従事した期間とみなす。

(罰則に関する経過措置)

10 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

11 香川県使用料、手数料条例の一部を次のように改正する。  
 別表第一 第一表 手数料の部七十五の項の次に次のように加える。

七十五の二 ぶぐ処理業登 録申請手数料	一件	五千二百円
七十五の三 ぶぐ処理業登 録更新申請手数料	一件	四千九百円
七十五の四 ぶぐ処理業登 録証再交付手数料	一件	二千二百円
七十五の五 ぶぐ処理業登 録証訂正手数料	一件	千八百円
七十五の六 ぶぐ処理師免 許申請手数料	一件	五千六百円
七十五の七 ぶぐ処理師免 許証再交付手数料	一件	三千五百円
七十五の八 ぶぐ処理師免 許証訂正手数料	一件	二千八百円
七十五の九 ぶぐ処理師試 験手数料	一件	一万二千円
七十五の十 特別ぶぐ処理 講習手数料	一件	四千円

12 香川県事務処理の特例に関する条例(平成十一年香川県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十の項を次のように改める。

十 香川県ぶぐの処理等に関する条例(平成十六年香川県条例第四号。以下「高松市 の項において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	イ 条例第五条第一項の規定による登録	ロ 条例第七条第一項の規定による登録の更新	ハ 条例第八条第一項の規定による登録証の交付	ニ 条例第八条第二項の規定による登録証の再交付	ホ 条例第九条第一項及び第十條第一項の規定による届出の受理	ヘ 条例第九条第二項の規定による登録証の訂正	ト 条例第十二条第三号イ及びハの規定による報告の受理	チ 条例第十三条の規定による命令	リ 条例第十四条第一項の規定による登録の取消し及びぶぐ処理業の停止の命令	ヌ 条例第十五条の規定による登録の抹消	ル 条例第十六条の規定による登録証の返納の受理
--	--------------------	-----------------------	------------------------	-------------------------	-------------------------------	------------------------	----------------------------	------------------	--------------------------------------	---------------------	-------------------------

ラ 条例第二十條第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問（一の登録に係るものに限る。）

別表第一の二の項の次に次に加える。

一の二 香川県ふぐの処理等に関する条例及び同条例の施行のための規則の規  
高松市

（香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

13 香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年香川県条例第一号）

の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

七 香川県ふぐの処理等に関する条例（平成十六年香川県条例第四号）	第八條第一項及び第三項	第四条
----------------------------------	-------------	-----

香川県企業誘致条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第五号

香川県企業誘致条例

香川県工場等立地促進条例（昭和五十七年香川県条例第三十号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、県内に工場、試験研究施設、情報処理関連施設又は観光施設を設置する企業に対し、助成措置を講ずることによってその立地を促進し、本県における地域経済の発展、産業の高度化及び活性化並びに雇用機会の拡大を図るとともに、にぎわいを創出し、もって県民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 工場 物の製造又は加工の用に供する施設をいう。

二 試験研究施設 技術革新の進展に即応した高度な工業技術（バイオテクノロジーに係る技術を含む。）を開発し、又は当該工業技術を製品の開発若しくは生産に利用するための試験又は研究の用に供する施設をいう。

三 情報処理関連施設 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理サービス業若しくはソフトウェア業又はこれらに類する事業の用に供する施設をいう。

四 観光施設 観光旅行者の利用に供される施設のうち、遊園地、動物園、水族館その他の遊戯又は鑑賞のための施設であつて規則で定めるものをいう。

五 企業 営利の目的をもちて事業を営む者をいう。

（助成企業の指定）

第三条 知事は、企業が工場、試験研究施設、情報処理関連施設又は観光施設（以下「対象施設」という。）を設置しようとする場合において、環境保全について適切な措置が講ぜられ、かつ、当該

対象施設の設置が雇用機会の拡大、にぎわいの創出その他県民生活の安定向上に寄与するものとし

て、対象施設の区分ごとに規則で定める要件を満たすときは、当該企業を助成措置を講ずる企業とし

して、当該対象施設ごとに指定をすることができる。

2 前項の指定は、条件を付してすることができる。

3 第一項の指定を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(助言及び情報の提供)

第四条 知事は、前条第一項の指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）に対して、対象施設  
の用地の取得、労働力の充足、資金の調達その他の当該対象施設の設定又は運営に必要な事項につ  
いて助言及び情報の提供をすることができる。

(助成金の交付)

第五条 知事は、指定企業が当該対象施設において業務を開始したときは、対象施設の区分に応じ、  
規則で定めるところにより算出した額の助成金をその業務の開始の日以後において、当該指定企業  
に対して交付することができる。

2 前項の規定による助成金の交付を受けようとする指定企業は、規則で定めるところにより、知事  
に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて  
行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成  
金の交付を決定するものとする。

(指定の取消し)

第六条 知事は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができ  
る。

- 1 当該指定に係る対象施設が第三条第一項に規定する要件を満たさなくなつたと認められるとき。
- 2 第二条第二項の規定により付された条件に違反したとき。
- 3 偽りその他不正の手段により第三条第一項の指定を受けたとき。
- 4 偽りその他不正の手段により前条第三項の規定による助成金の交付決定を受け、又は受けよう  
としたとき。

(交付決定の取消し)

第七条 知事は、第五条第三項の規定により助成金の交付決定を行った場合において、当該企業が前  
条の規定による指定の取消しを受けたときその他当該助成金を交付することが適当でないとする  
ときは、その交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消すときは、当該企業に対してその理由を示  
さなければならない。

(助成金の返還)

第八条 知事は、前条第一項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該企業が  
既にその助成金の交付を受けているときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、指定企業に対して報告を求め、又はその職

員に、当該対象施設その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証券を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の香川県企業誘致条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日前に設置された新条例第三条第一項に規定する対象施設のうち、同日以後に業務を開始するもので知事が特に必要と認められたものについても、適用する。この場合において、同項中「設置しようとする」とあるのは、「設置した」とする。

3 この条例の施行の日前に改正前の香川県工場等立地促進条例第三条第四項の規定により申請した企業の当該申請に係る指定及び当該指定に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

4 この条例は、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

5 平成二十一年三月三十一日以前に新条例第三条第三項の規定により申請した企業の当該申請に係る指定及び当該指定に係る助成金の交付については、この条例の失効後も、なお従前の例による。

(香川県における工場等立地促進のための県税の特別措置条例の一部改正)

6 香川県における工場等立地促進のための県税の特別措置条例（平成十四年香川県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「工場等立地促進」を「企業誘致」に改める。

第一条中「ソフトウェア事業所」を削り、「試験研究施設」の下に、「情報処理関連施設、観光施設」を加える。

第二条中「第四十五条」の下に「及び附則第二十五項」を加え、同条各号を次のように改める。

一 香川県企業誘致条例（平成十六年香川県条例第五号）第二条第一号に規定する工場（以下「工場」という。）、同条第二号に規定する試験研究施設、同条第三号に規定する情報処理関連施設又は同条第四号に規定する観光施設を設置した者

二 次に掲げる地区等において物流施設（製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は小売業を営む者が、その製品、商品、原材料その他の物品を県の区域を越えて搬入し、又は搬出する目的で、当該物品の包装、荷役又は保管を行うための施設をいう。以下同じ。）を設置した者

イ 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第三条の規定により作成された工場立地調査簿に工場適地として記載されている地区

ロ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条の規定により定められた工業地域又は工業

専用地域

ハ 農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令（昭和六十二年自治省令第二十六号）第一条第一項の規定により指定された地区

ニ 以上の工場の用に供するための敷地及びこれに隣接した緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として、国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で規則で定めるものが取得し、又は造成した一団の土地の区域

ホ 物施設の集積を促進することが適当と認められる地区として規則で定める地区

第三条中「香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例（昭和二十八年香川県条例第五号）第三条」を削る。

第四条中「を知事」を「に規則で定める書類を添付して、知事」に改める。

（香川県における工場等立地促進のための県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置）

7 前項の規定による改正後の香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例第二条の規定はこの条例の施行の日以後の家屋又はその敷地である土地の取得について適用し、同日前の家屋又はその敷地である土地の取得については、なお従前の例による。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍬 武 紀

香川県条例第六号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例

（非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）

第一条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和二十二年香川県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項一号中「十九万三千円」を「十九万千円」に、「十八万二千円」を「十八万円」に改め、同項二号中「十九万三千円」を「十九万千円」に、「十八万二千円」を「十八万円」に改め、同項三号中「十九万七千円」を「十九万千円」に、「三十四万九千円」を「九千円」に改め、同項四号及び第五号中「十九万三千円」を「十九万千円」に、「三十三万八千円」を「二十八万円」に改め、同項六号中「十九万三千円」を「十九万千円」に、「十八万二千円」を「十八万円」に、「十五万千円」を「十四万九千円」に、「九千五百円」を「九千円」に改め、同項七号中「十九万三千円」を「十九万千円」に、「十八万二千円」を「十八万千円」に改め、同項八号中「五万七千円」を「五万六千円」に、「五万円」を「四万九千円」に改める。

（精神保健指定医の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）

第一条 精神保健指定医の報酬及び費用弁償支給条例（昭和二十六年香川県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「九千円」を「九千円」に改める。

（附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正）



第二条 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和三十一年香川県条例第

四十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「九千円」を「九千円」に改める。

（診断その他の調査をした医師等に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）

第四条 診断その他の調査をした医師等に対する報酬及び費用弁償支給条例（平成十一年香川県条例第

第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「九千円」を「九千円」に改める。

（香川県警察署協議会条例の一部改正）

第五条 香川県警察署協議会条例（平成十三年香川県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「九千円」を「九千円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鋼 武 紀

#### 香川県条例第七号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和二十七年香川県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一 第一表 使用料の部 一 行政財産の目的外使用の使用料中6の項を7の項とし、2の

項から5の項までを一項ずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。

2 香川県庁地下駐車場

一台につき三十	分当たり	い範囲で規則で定	める額
百三十円を超えな			

駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、別に規則で定める。

別表第一 第一表 使用料の部 二 公の施設の使用料3の項中「三十六万八千八百円」を「三十七

万九千二百円」に、「二万七千六百円」を「二万八千九百円」に、「二万三千八百円」を「二万四千

四百円」に改め、同表 使用料の部 一 公の施設の使用料中40の項を41の項とし、34の項から39の

項までを一項ずつ繰り下げ、同表 使用料の部 二 公の施設の使用料33の項中「冷暖房使用料」の

下に「並びに香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料」を加え、同項を同表

使用料の部 二 公の施設の使用料34の項とし、同表 使用料の部 一 公の施設の使用料32の項中

「冷暖房使用料」の下に「並びに香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料」を

加え、同項を同表 使用料の部 二 公の施設の使用料33の項とし、同表 使用料の部 一 公の施

設の使用料31の項中「冷暖房使用料」の下に「及び香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する

場合の使用料」を加え、同項を同表 使用料の部 二 公の施設の使用料32の項とし、同表 使用料

の部 一 公の施設の使用料30の項中「附属施設、附属設備及別に教育委員会規則で定める額

び器具の使用料

「附属施設、附属設備及び別に教育委員会規則で定める額  
び器具の使用料」を  
香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料は、別に教育委員会規則で定める。  
に改め、同項を同表

使用料の部 二 公の施設の使用料31の項とし、同表 使用料の部 二 公の施設の使用料29の項中  
「附属施設、附属設備及び別に教育委員会規則で定める額  
び器具の使用料」  
香川県教育委員会が行う  
料は、別に教育委員会規則  
別に教育委員会規則で定める額  
に改め、同項を同表 使用料の部 二 公の施設の使用料30  
スポーツ教室に参加する場合の使用  
則で定める。

の項とし、同表 使用料の部 二 公の施設の使用料28の項中「その他規則」を「その他教育委員会規則」に、「使用料は」を「使用料並びに香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料は」に改め、同項を同表 使用料の部 二 公の施設の使用料29の項とし、同表 使用料の部 二 公の施設の使用料中27の項を28の項とし、14の項から26の項までを一項ずつ繰り下げ、同表 使用料の部 二 公の施設の使用料13の項中  
「多軸同時振動試験装置 一時間当たり 三千五百  
置 二千五百八十円」  
に改め、同項を同

「エネルギー分散型X線マイクロアナライザ」を  
「多軸同時振動試験装置 一時間当たり 七千八百三十円」  
に改め、同項を同

表 使用料の部 二 公の施設の使用料14の項とし、同表 使用料の部 二 公の施設の使用料中12の項を13の項とし、同表 使用料の部 二 公の施設の使用料11の項中  
「ふれあい交流ギヤラリー 一使用料」  
後六時まで 四千九百七十円 及び「ふれあい交流ギヤラリー」にあつては、午後六時後「

を削り、同項を同表 使用料の部 二 公の施設の使用料12の項とし、同表 使用料の部 二 公の施設の使用料中10の項を11の項とし、6の項から9の項までを一項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。  
6 香川県立農業太学校 担い手養成科 授業料 一年度 十二万千六百円

別表第一 第二表 手数料の部中百四十八の四の項及び百四十八の五の項を削り、百四十八の六の項を百四十八の四の項とし、百四十八の七の項を百四十八の五の項とし、百六十五の項の次に次のように加える。  
百六十五の二 使用済自動車引 一件 四千円

取業者登録申請手数料			
百六十五の三 使用済自動車引	取業者登録更新申請手数料	一件	三千円
百六十五の四 使用済自動車ヲ	ロノ類回収業者登録申請手数料	一件	五千円
百六十五の五 使用済自動車ヲ	ロノ類回収業者登録更新申請	一件	四千円
手数料			

別表第一 第二表 手数料の部百六十七の項を百六十七の二の項とし、百六十六の項を百六十七の項とし、同項の前に次のように加える。

百六十六 使用済自動車等解体	業許可申請手数料	一件	七万八千円
百六十六の二 使用済自動車等	解体業許可更新申請手数料	一件	七万円
百六十六の三 解体自動車破砕	業許可申請手数料	一件	八万四千円
百六十六の四 解体自動車破砕	業許可更新申請手数料	一件	七万七千円
百六十六の五 解体自動車破砕	業事業転用変更許可申請手数料	一件	七万五千円
料			

別表第一 第二表 手数料の部百九十六の項の次に次のように加える。

百九十六の二 香川県立保健医	学生、研究生、科目等	一件	四百円
療大学証明手数料	履修生、特別聴講学生		
	又は聴講生であつた者		
	に係るもの		

別表第一 第二表 手数料の部百九十八の項の次に次のように加える。

百九十八の二 香川県立医療短	学生、研究生、科目等	一件	四百円
期大学証明手数料	履修生、特別聴講学生		
	若しくは聴講生又は旧		
	香川県臨床検査専門学校		
	校若しくは旧香川県看		
	護専門学校		
	の		
	つた者に係るもの		

別表第一 第二表 手数料の部「八千九百円」を「一万二千七百円」に改め、同表手数料の部中「百九十九の四の項を「百九十九の五の項とし、「百九十九の三の項を「百九十九の四の項とし、「百九十九の二の項を「百九十九の三の項とし、「百九十九の五の項とし、「百九十九の四の項とし、「百九十九の三の項とし、「百九十九の二の項とし、「百九十九の五の項とし、「百九十九の三の項とし、「百九十九の四の項とし、「百九十九の三の項とし、「百九十九の五の項とし、「百九十九の四の項とし、「百九十九の三の項とし、「百九十九の五の項とし、

二百九の一 保育士試験合格証	一件	四百円
----------------	----	-----

別表第一 第二表 手数料の部二百九の項中「三千五百円」を「六千円」に改め、同項の次に次のように加える。

二百十五の一 香川県立保育専門学校証明手数料	一件	四百円
------------------------	----	-----

別表第一 第二表 手数料の部二百一十七の項の次に次のように加える。

二百一十七の一 毒物劇物取扱料	一件	二千四百円
二百一十七の二 毒物劇物取扱料	一件	四千円

別表第一 第二表 手数料の部三百一の項及び三百一の項中「分析結果謄本」

「分析結果謄本」	一通	三百八十円
「三百八十円」を「機器操作指導」	「一時間までごと」	二千七百五十円

に改め、同表 手数料の部三百十七の項の次に次のように加える。

二百十七の二 香川県立農業大 担い手養成料	一件	二千二百円
二百十七の三 香川県立農業大 担い手養成料	一件	五千六百五十円

別表第一 第二表 手数料の部三百二十六の項から三百二十八の項までを次のように改める。

二百二十六から二百二十八まで	削除	
----------------	----	--

別表第一 第二表 手数料の部三百四十三の項中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同表 手数料の部三百四十五の項中「二百円」を「三百二十円」に、「三百三十円」を「三百五十円」に改め、同表 手数料の部三百四十六の項中「第三十条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同表 手数料の部三百九十九の項を次のように改める。

三百九十九 経営規模等評価手数料		八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
------------------	--	------------------------------------

別表第一 第二表 手数料の部三百九十九の項の次に次のように加える。

三百九十九の二 総合評定価通知手数料		四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
三百九十九の三 経営状況分析	一件	一万五千九百円

一 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項及び四百八十四の二の項とし、四百八十四の項の次に次に加える。

二 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

三 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

四 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

五 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

六 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

七 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

八 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

九 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

十 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

十一 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

十二 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

十三 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

十四 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

十五 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

十六 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

十七 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

十八 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

十九 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

二十 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

二十一 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

二十二 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

二十三 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

二十四 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

二十五 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

二十六 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

二十七 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

二十八 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

二十九 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

三十 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

三十一 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

三十二 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

三十三 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

三十四 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

三十五 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

三十六 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

三十七 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

三十八 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

三十九 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

四十 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

四十一 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

四十二 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

四十三 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

四十四 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

四十五 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

四十六 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

四十七 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

四十八 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

四十九 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

五十 別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

一 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

附 則

一の項を十一の項とし、十二の項を十一の項とする。

別表第二の二の項中「第十五条第五項」を「第十五条第六項」に改め、同表中十一の項を削り、十

手数料	四百八十七の二 高等学校証明 生徒であつた者に係る 卒業証明書、修了証明 書、成績証明書、単位 取得証明書又は調査書	一件	四百円
-----	--	----	-----

別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。	付手数料	状の授与又は交付の証明書交	四百八十四の二 教育職員免許	一件	四百円
--------------------------------	------	---------------	----------------	----	-----

別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。

別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。	請求手数料	の二第九項第二号の特定防災 街区整備地区の間口率及び高 さの最低限度に関する許可申 請手数料	四百四十七の四 法第六十七条	一件	十六万円
別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。	料	の二第二項第二号の特定防災 街区整備地区の敷地面積の最 低限度に関する許可申請手数	四百四十七の二 法第六十七条	一件	十六万円
別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。		の二第五項第二号の特定防災 街区整備地区の壁面の位置の 制限に関する許可申請手数料	四百四十七の三 法第六十七条	一件	十六万円

別表第一 第二表 手数料の部四百八十七の項の次に次に加える。	手数料				
--------------------------------	-----	--	--	--	--

六の項を百四十八の四の項とし、百四十八の七の項を百四十八の五の項とし、百六十五の項の次に百六十五の二の項から百六十五の五の項までを加える改正規定 平成十七年一月一日

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、香川県立医療短期大学に学生として在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表第一 第一表 使用料の部 一 公の施設の使用料3の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
3 改正後の別表第一 第一表 使用料の部 二 公の施設の使用料6の項及び別表第一 第二表 手数料の部三百十七の三の項の規定は、平成十七年度に香川県立農業大学の担い手養成科に入学する者から適用する。

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県条例第八号

香川県知事 真 鍋 武 紀

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

特別会計の設置に関する条例(昭和三十九年香川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七号)」に、「中小企業構造の高度化及び中小企業の新事業の開拓」を「創業、中小企業の経営の革新、中小企業者の行つ連携等、中小企業の実績の活性化及び災害により被害を受けた中小企業者の支援」に改める。  
第十七条の次に次の一条を加える。

(県立大学特別会計)

第十八条 県立大学の円滑な運営とその経理の適正を図るため、県立大学特別会計を設置する。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

香川県土地開発基金条例及び香川県審判の州地区臨海工業用土地造成事業基金条例の一部を改正する

条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第九号

香川県土地開発基金条例及び香川県審判の州地区臨海工業用土地造成事業基金条例の一部を改正する

する条例

(香川県土地開発基金条例の一部改正)

第一条 香川県土地開発基金条例(昭和四十四年香川県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「香川県土地開発基金条例の一部を改正する条例(平成十一年香川県条例第十九号)

の施行の際現に」を「平成十六年四月一日現在で」に、「三十億円」を「六十億円」に、「香川県

長期投資準備基金条例(平成元年香川県条例第二号)第二条の規定により」を「香川県債管理基

金又は」に改める。

(香川県番の州地区臨海工業用土地造成事業基金条例の一部改正)

第二条 香川県番の州地区臨海工業用土地造成事業基金条例(昭和四十三年香川県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加え

る。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて

基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第十号

香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例(昭和五十九年香川県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「九十五万円」を「九十四万円」に改め、同項第二号中「八十六万円」を「

八十五万円」に改め、同項第三号中「八十一万円」を「八十万円」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第十一号

香川県職員定数条例の一部を改正する条例

香川県職員定数条例(昭和二十四年香川県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「企業管理者、議会、人事委員会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、地方労働委

員会及び海区域漁業調整委員会」を「議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地

方労働委員会、海区漁業調整委員会及び企業管理者」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

知事の事務部局の職員

一 知事の事務部局の職員(二及び三に掲げる職員を除く。)

三、三〇人

六九人

二 県立病院及びがん検診センターの職員

一、二六八

議会の事務部局の職員

三五八

教育委員会の事務部局の職員

三三九八

選挙管理委員会の事務部局の職員

一八

人事委員会の事務部局の職員

二三八

監査委員の事務部局の職員

二三八

地方労働委員会の事務部局の職員

七八

海区漁業調整委員会の事務部局の職員

一八

企業管理者の事務部局の職員

八八八

計

四、九二四八

第四条を削る。

第五条中「第二条」を「第一条第一項」に改め、「及び前一条の規定により任命権者が定める職員

の定数」を削り、回条を第四条とする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事

真 鍋

武 紀

紀

香川県条例第十二号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年香川県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「短期大学教育職給料表」を「大学教育職給料表」に改める。

第三条の二中「もの」を「もの及び大学教育職給料表の五級の職を占める職員で香川県立保健医

療大学の学長の職にあるもの」に、「月額七十四万円」を「八十六万円」に改める。

第十四条の四第二項中「第十条まで」を「第九条の四まで、第十一条」に、「第十四条の六」を「

第十四条の八」に改める。

第十四条の五中第六項を第七項とし、同条第五項中「合計額」の下に「（第三条の二の規定の適

用を受ける職員にあつては、当該職員が受けるべき給料月額）を加え、同項を同条第六項とし、同

条第四項中「前二項」を「前三項」に、「合計額」を「合計額（第三条の二の規定の適用を受ける職

員にあつては、当該職員が受けるべき給料月額）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「

前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第三条の二の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百

四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十」とする。

第十四条の八第四項中「第十四条の五第五項」を「第十四条の五第六項」に、「同条第五項」を「

同条第六項」に改める。

第十六条の三中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改め

る。



別表第五中「**滋賀大津機動審査班**」を「**大津機動審査班**」に改め、同表備考中「**津市**」の次に「**大津又は**」を加える。

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 公立学校職員の給与に関する条例（昭和十九年香川県条例第八号）の一部を次のように改正する。  
（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）
- 3 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和二十六年香川県条例第四号）の一部を次のように改正する。

- 4 第四条ただし書中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。  
（教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部改正）
- 5 教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例（昭和四十年香川県条例第一号）の一部を次のように改正する。

- 6 第四条中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。  
（香川県職員倫理条例の一部改正）
- 7 香川県職員倫理条例（平成十三年香川県条例第六号）の一部を次のように改正する。

- 8 香川県職員退職手当条例（昭和二十九年香川県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。
- 9 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例

- 10 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例
- 11 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例

- 12 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例
- 13 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例

- 14 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例
- 15 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例

- 16 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例
- 17 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例

- 18 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例
- 19 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例

特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)を、「関する規定」の下に「又は退職手当の支給の基準」を加え、「当該地方公共団体」を「当該地方公共団体等」に改め、「以外の地方公共団体」の下に「若しくは特定地方独立行政法人」を加え、「地方公社」を「一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社(に、「以下同じ。)に」を「以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)に」に、「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等」を「一般地方独立行政法人等職員」に改め、「(以下「通算制度を有する地方公共団体」という。)(を削り、「公務員」を「公務員(常時勤務に服することを要する者に限る。に、「地方公社」を「一般地方独立行政法人又は地方公社」に、「通算制度を有する地方公社」を「通算制度を有する一般地方独立行政法人等」に、「特定地方公社職員」を「それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」に、「特定地方公社職員として」を「特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として」に、「職員以外の地方公務員」を「特定地方公務員」を「特定地方公務員」に改め、同項第三号中「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等」を「一般地方独立行政法人等職員」に改め、「(以下「通算制度を有する公庫等」という。)(を削り、「国家公務員等通算職員」を「特定地方公務員又は国家公務員」に改め、同項第四号中「特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員」に、「特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に、「職員以外の地方公務員」を「特定地方公務員」に改め、同項第六号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「職員以外の地方公務員」を「特定地方公務員」に改め、同条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同条第八項中「前七項」を「前各項」に改める。

第五條の一の見出し中「特定地方公社等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第一項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第二項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「特定地方公社等職員としての在職期間」を「特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間」に改め、「の各号」を削り、「を特定地方公社等職員」を「その者の特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同項第一号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「職員以外の地方公務員」を「特定地方公務員」に改め、同項第五号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第四項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 地方独立行政法人法第五十九条第一項の規定により職員が同項に規定する移行型一般地方独立行政法人の職員となつた場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

6 地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、同項の規定により引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き職員



うに改正する。

別表第一中「百三十万円」を「百二十八万五千円」に、「九十九万円」を「九十八万円」に、「八十七万円」を「八十六万円」に、「六十三万円」を「六十二万三千円」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年二月二十六日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

香川県条例第十五号

香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第一条 香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十三年香川県条例第四号)の

一部を次のように改正する。

第十五条第二項第三号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第二条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十二年香川県

条例第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第三条第二項に規定する職員」を「第三条第四号に規定する職員で同条第一号に規定する地方公営企業に勤務するもの」に改める。

(香川県情報公開条例の一部改正)

第三条 香川県情報公開条例(平成十二年香川県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号ハ中「ものを除く。」の下に、「地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を、「出資している法人」の下に「(地方独立行政法人であるものを除く。)」を加え、同条第二号及び第三号中「独立行政法人等」の下に、「地方独立行政法人」を加え、同条第四号中「又は出資法人」を、「地方独立行政法人又は出資法人」に、「又は独立行政法人等若しくは」を、「独立行政法人等、地方独立行政法人又は」に改める。

(職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第四条 職員の公益法人等への派遣等に関する条例(平成十三年香川県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に改め、同項第三号中「第二条第一項第三号」を「第二条第一項第四号」に改める。

第五条第一項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第三条第二項に規定する職員」を「第三条第四号に規定する職員で同条第一号に規定する地方公営企業に勤務するもの」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第十六号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年香川県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第十七号

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例（昭和四十二年香川県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表三の項2を次のように改める。

1 飲料水細菌試験 一件 千九百二十円

6 水道水質基準項目検査

ア	カドミウム及びその化合物	一件	三千五百円
イ	水銀及びその化合物	一件	三千七百円
ウ	セレン及びその化合物	一件	三千五百円
エ	鉛及びその化合物	一件	三千五百円
オ	ヒ素及びその化合物	一件	三千五百円
カ	六価クロム化合物	一件	三千五百円
キ	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	一件	四千六百五十円
ク	フッ素及びその化合物	一件	三千五百円
ケ	ホウ素及びその化合物	一件	三千五百円
コ	四塩化炭素	一件	四千九百九十円
サ	一・四ジオキサン	一件	六千四百六十円
シ	一・一ジクロロエチレン	一件	四千九百九十円

香川県条例第十八号

香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十六年三月二十六日

香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

「<sup>ホ</sup>ヒ素」を「ヒ素」に改める。

別表三の項7から10までを削り、11を7とし、12を8とし、13を9とし、同項14オ中「<sup>ホ</sup>砒素」を「ヒ素」に改め、同項14ハ中「<sup>ホ</sup>弗素」を「フッ素」に改め、同項14を同項10とし、同表四の項6中「

ス	ススー・二ジクロロエチレン	一件	四千九百九十円
セ	ジクロロメタン	一件	四千九百九十円
ソ	ネトラクロロエチレン	一件	四千九百九十円
タ	トリクロロエチレン	一件	四千九百九十円
チ	ベンゼン	一件	四千九百九十円
ツ	クロロ酢酸	一件	四千二百五十円
テ	クロホルム	一件	四千九百九十円
ト	ジクロロ酢酸	一件	四千二百五十円
ナ	ジプロモクロロメタン	一件	四千九百九十円
ニ	皂素酸	一件	五千六十円
ヌ	トリクロロ酢酸	一件	四千二百五十円
ネ	プロモジクロロメタン	一件	四千九百九十円
ノ	プロモホルム	一件	四千九百九十円
ハ	ホルムアルデヒド	一件	五千四百九十円
ヒ	亜鉛及びその化合物	一件	三千五十円
フ	アルミニウム及びその化合物	一件	三千五十円
ヘ	銅及びその化合物	一件	三千五十円
ホ	ナトリウム及びその化合物	一件	三千二百二十円
マ	マンガン及びその化合物	一件	三千五十円
ミ	蒸発残留物	一件	千四百四十円
ム	陰イオン界面活性剤	一件	五千九百六十円
メ	ジエオミン	一件	五千八百四十円
モ	二メチルソルボルネオール	一件	五千八百四十円
ヤ	非イオン界面活性剤	一件	五千四百二十円
ユ	フェノール類	一件	五千七百七十円

香川県立病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年香川県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表香川県立中央病院の項中「六四一床」を「六三一床」に改め、同表香川県立津田病院の項中「

一四〇床」を「一〇四床」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県条例第十九号

香川県都市公園条例の一部を改正する条例

香川県都市公園条例（昭和三十九年香川県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一二号の表瀬戸大橋記念公園の項中「体験学習施設 アリッジシアター」を削る。

「体験学 アリッジ

習施設 シアター

団体（二十人以上）

児童

生徒

一般

個人

児童

生徒

一般

一人一回 八十円

一人一回 百四十円

一人一回 二百円

一人一回 百十円

一人一回 百八十円

一人一回 二百五十円

を削る。

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県立農業高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県条例第二十号

香川県立農業高等学校条例の一部を改正する条例

香川県立農業高等学校条例（昭和五十九年香川県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「本科及び研修科」を「担い手養成科及び技術研修科」に改め、同条第二項中「本

科」を「担い手養成科」に改め、「及び農家生活」を削り、「教授するとともに、農業の振興に必要な企画力、実践力等」を「教授し、農業後継者及び農業指導者」に改め、同条第三項中「研修科においては」を「技術研修科においては、農業後継者の養成」に改める。

第四条中「本科」を「担い手養成科」に、「研修科」を「技術研修科」に改める。

第五条第一項中「本科」を「担い手養成科」に改め、同条第二項中「研修科」を「技術研修科」に改める。

第六条中「本科」を「担い手養成科」に、「研修科」を「技術研修科」に、「うえ」を「上」に改める。

める。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(授業料等)

第七条 担い手養成科の授業料、入学選考の手数料及び入学金は、香川県使用料、手数料条例(昭和

二十七年香川県条例第二号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の香川県立農業大学校条例(以下「旧条例」という。)第三条第一項の規定による香川県

立農業大学校の本科は、改正後の香川県立農業大学校条例(以下「新条例」という。)第三条第一

項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例により存続するものと

する。

3 この条例の施行の日に行つた旧条例第六条の規定による平成十六年度の香川県立農業大学校の

本科の試験又は研修科の選考は、新条例第六条の規定による同年度の香川県立農業大学校の担い手

養成科の試験又は技術研修科の選考とみなす。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

4 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年香川県条例第五十五号)の一部を次のように改正

する。

第二十八条第一項中「農業大学校教育部」を「農業大学校」に改める。

香川県公共用財産管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二十一号

香川県公共用財産管理条例等の一部を改正する条例

(香川県公共用財産管理条例の一部改正)

第一条 香川県公共用財産管理条例(平成十二年香川県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「市街化区域」を「用途地域」に、「市の区域のうち市街化区域」を「都市計

画区域のうち用途地域」に、「町の区域のうち市街化区域」を「都市計画区域」に改め、同表備考

1を次のように改める。



1 この表において「用途地域」とは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八條第一項第一号に規定する用途地域をい、「都市計画区域」とは同法第四條第二項に規定する都市計画区域をいう。

（香川県河川占用料等に関する条例の一部改正）

第二条 香川県河川占用料等に関する条例（平成十二年香川県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表占用料の項中「市街化区域」を「用途地域」に、「市の区域のうち市街化区域」を「都市計画区域のうち市街化区域」に、「町の区域のうち市街化区域」を「都市計画区域のうち市街化区域」に改め、同表備考1を次のように改める。

1 この表において「用途地域」とは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八條第一項第一号に規定する用途地域をい、「都市計画区域」とは同法第四條第二項に規定する都市計画区域をいう。

（香川県海岸占用料等に関する条例の一部改正）

第三条 香川県海岸占用料等に関する条例（平成十二年香川県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表占用料の項中「市街化区域」を「用途地域」に、「市の区域のうち市街化区域」を「都市計画区域のうち市街化区域」に、「町の区域のうち市街化区域」を「都市計画区域のうち市街化区域」に改め、同表備考1を次のように改める。

1 この表において「用途地域」とは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八條第一項第一号に規定する用途地域をい、「都市計画区域」とは同法第四條第二項に規定する都市計画区域をいう。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行前から引き続き香川県公共用財産管理条例第三条第一項、河川法（昭和二十九年法律第百六十七号）第二十四条又は海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第七条第一項若しくは第二十七条の四の許可を受けている者に対する当該許可に係る改正後の香川県公共用財産管理条例別表、香川県河川占用料等に関する条例別表又は香川県海岸占用料等に関する条例別表（以下「改正後の各条例の別表」という。）の規定の適用については、平成十七年三月三十一日までの間は、改正前の香川県公共用財産管理条例別表、香川県河川占用料等に関する条例別表又は香川県海岸占用料等に関する条例別表にそれぞれ規定するこの条例の施行前における次の表の上欄に掲げる区域は、料等に関する条例別表にそれぞれ規定するこの条例の施行前における次の表の上欄に掲げる区域は、改正後の各条例の別表にそれぞれ規定する次の表の下欄に掲げる区域とみなす。

市街化区域	用途地域
市の区域のうち市街化区域を除く区域	都市計画区域のうち用途地域を除く区域
町の区域のうち市街化区域を除く区域	都市計画区域を除く区域

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二十二号

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例

香川県港湾管理条例(昭和三十一年香川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「それぞれ」を「当該」に改め、同条第一号中「第二条第五項」を「第二条第五項各号」に、「もの」を「施設」に改め、同条第三号中「前号」を「占用」に改め、同条第四号を削る。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第八条第一項又は第二項の許可を受けた者が当該許可に係る事項として行う場合は、この限りでない。

第四条第一項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 港湾施設において物品を加工し、又は販売すること。

五 港湾施設をその目的以外の目的に利用すること。

第四条第一項第六号を削る。

第六条の見出しを「(使用の禁止等)」に改め、同条第一項中「を制限し若しくは撤去を命ずる」を「の取扱いを制限する」に改める。

第七条中「二〇〇トン」を「五百トン」に改め、「もの」の下に「及び海上運送法(昭和二十四

法律第百八十七号)第二条第四項に規定する旅客定期航路事業に使用されるもの」を、「又は」の下

に「高松港を」を加える。

第八条に次の一項を加える。

3 知事は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないものと

する。

一 港湾施設を損傷し、又は汚損するおそれがある場合

二 港湾施設の機能を妨げ、又は低下させるおそれがある場合

三 港湾施設の能力に照らして適当でないものである場合

四 前各号に掲げるもののほか、港湾施設の管理に支障を及ぼすおそれがある場合として規則で定

める場合

第十四条の見出し中「取消」を「取消し等」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に、「占

用又は」を「占用若しくは」に、「許可の」を「若しくはその」に改め、「撤去」を削り、

同条第三号中「基く」を「基づく」に改め、同条第四号中「占用」を「占用し、」に改め、同条の次

に次の一条を加える。

(撤出又は撤去の命令)

第十四条の二 知事は、次の各号のいずれかに該当する物件について、その所有者若しくは占有者又

は当該物件を放置した者に撤出又は撤去を命ずることができる。

一 港湾施設に放置された物

二 占用又は使用の許可を受けないで港湾施設に置かれ、又は係留された物

三 占用又は使用の許可を受けて港湾施設に置かれ、又は係留された物で当該許可の期間経過後そ

の撤出又は撤去をしないもの

四 前各号に掲げるもののほか、港灣施設の管理に支障を及ぼすおそれがある物  
 「より」に、「き損したとき」を「損傷した者」に、「指揮」を「指示」に、「原形」を「原状」に  
 改め、同条第二項中「港灣施設の」の下に「占用の許可を受けた者は、その」を加え、「取消」を「  
 取消し」に改め、同条第三項中「より、原形回復」を「よる原状回復」に、「占用又は使用の許可を  
 受けた」を「当該原状回復を行うべき」に改める。

第十七条 第十四条の二の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金  
 に処する。

第十九条及び第二十條を削り、第十八條を第二十條とし、第十七條の次に次の二條を加える。  
 第十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の  
 業務に関し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同  
 條の罰金刑を科する。

第十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第五條の規定に違反した者
- 二 第六條第一項の規定による禁止又は制限に違反した者
- 三 第六條第二項の規定により指定された場所以外の場所に船舶を係留し、又は同項の規定による  
 命令に違反した者
- 四 第八條第一項又は第一項の規定に違反して港灣施設を占用し、又は使用した者
- 五 第十二條の規定に違反して権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は転貸した者
- 六 第十四條の規定による命令に違反した者
- 七 第十五條第一項又は第二項の規定に違反して原状に回復しなかつた者

第二十一條中「地方自治法施行令」の下に「(昭和二十二年政令第十六号)」を加える。

別表第一号の表一の項を削り、同表二の項中  
 「九五」を  
 「九五  
 円」に改め、

同項を同表一の項とし、同項の次に次のように加える。

係留施設(プレジヤボ ート係留施設を除く。)		定期船一 係留ごと 総トン数一 二・九八 (二・八四)	
不定期船 一係留ご 総トン数一 五・九六 (五・六八)		に 係留ごと 総トン数一 二・九八 (二・八四)	
全長が十 メートル 一隻につき 一日 以下の船		とに 一係留ご 総トン数一 五・九六 (五・六八)	
船 以下の日 一		係留ごと 総トン数一 二・九八 (二・八四)	

二 係船料

<p>設 アレジヤポート係留施 の船舶</p>		<p>全長が十 メートル を越え、 十一メートル 以下</p>	<p>十一メートル 以下 にあつては、二、 七六〇円</p>	<p>全長が十 メートル を越え、 十二メートル 以下 にあつては、三、 〇八〇円</p>	<p>船舶の長さ一 メートルまで ごとに二四〇 円（県外者が 使用する場合 にあつては、 二八〇円）と して計算した 額</p>
<p>設 アレジヤポート係留施 の船舶</p>		<p>全長が十 メートル を越え、 十一メートル 以下</p>	<p>十一メートル 以下 にあつては、二、 七六〇円</p>	<p>船舶の長さ一 メートルまで ごとに二四〇 円（県外者が 使用する場合 にあつては、 二八〇円）と して計算した 額</p>	<p>が使用する場 合にあつては、 二、四五〇円</p>

別表第一号の表中二の項を削り、四の項を三の項とし、五の項から十一の項までを一項ずつ繰り上げ、同表備考4中「通行料」を削り、同表備考に次のように加える。

5 アレジヤポート係留施設とは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶に係留するための係留施設をいう。

別表第二号の表一の項を削り、同表一の項中「九五」を「九五円」に改め、

同項を同表一の項とし、同表三の項中「一・六一」を「二・四五」に、「一・五四」を「二・三三」に、「三・二三」を「四・九〇」に、「三・〇八」を「四・六六」に、「県の区域内に住所を有する者以外の者（以下「県外者」という。）を「県外者」に改め、同項を同表二の項とし、同表中四の項を三の項とし、五の項から七の項までを一項ずつ繰り上げ、同表備考4中「通行料」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定（同条第四号を削る部分に限る。）及び別表の改正規定並びに次項の規定は、同年五月一日から施行する。

(経過措置)

- 平成十六年五月一日前に許可を受けた使用でその期間が同日以後にわたるものの同日以後における期間に係る使用料の額は、改正後の香川県港湾管理条例別表の規定により計算した額とする。
- (香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 香川県事務処理の特例に関する条例(平成十一年香川県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中三十一の二の項を三十一の三の項とし、三十一の項の次に次のように加える。

丸亀市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市	三十一の二 香川県港湾管理条例(昭和三十二年条例第九号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの
丸亀市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市	イ 条例第四条第一項の規定による許可
丸亀市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市	ロ 条例第六条第一項の規定による施設の使用の禁止及び制限並びに貨物の取扱いの制限
丸亀市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市	ハ 条例第六条第二項の規定による場所の指定及び変更命令
丸亀市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市	ニ 条例第八条第二項の規定による許可
丸亀市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市	ホ 条例第九条第一項の規定による使用料の徴収
丸亀市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市	ヘ 条例第十条の規定による使用料の減免
丸亀市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市	ト 条例第十四条の規定による許可の取消し及び許可条件の変更(この許可に係るものに限る。)
丸亀市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市	チ 条例第十六条ただし書の規定による使用料の還付

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二十三号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年香川県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「風致地区」の下に「(その面積が十ヘクタール以上のものに限る。以下同じ。)」を加える。

第二条第一項中「(高松市)の下に「の区域」を加え、同項第三号中「変更」の下に「(以下「宅地の造成等」という。)」を加え、同項に次の一号を加える。

七 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百十七号)第一条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積

第二条第二項中「又は知事が別に」を「同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市又は規則で」に改める。

第四条中「適合しない」を「適合する」に、「してはならない」を「するものとする」に改める。  
第十一条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「違反した」を「違反して同項各号の  
いずれかに該当する行為をした」に改める。

別表第二第一号から第三号までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同表第四号中「こえる」を  
「超える」に改め、同表第六号一中「行なう」を「行う」に改め、同表第七号中「へい」を「塹」に  
改め、同表第八号中「土地の形質の変更」を「宅地の造成等」に、「こえる」を「超える」に改め、  
同表第九号中「の各号」を削り、同号一中「枝打」を「枝打ち」に、「行なわれる」を「行われる」  
に改め、同表第十一号一中「行なう」を「行う」に改め、同号二中「行なう」を「行う」に改め、同  
号二中「含む」の下に「。以下この表において同じ」を加え、同号三中「こえる」を「超える」  
に、「土地の形質の変更」を「宅地の造成等」に改め、同号四中「こえる」を「超える」に改め、  
同号五中「(3)の土地の形質の変更」を「(4)に掲げる行為」に改め、同号六中「(その支持物を含む。  
以下この表において同じ。)」を削り、同号四中「行なう行為」を「行う行為」に、「掲げるもの」  
を「掲げる行為」に改め、同号四(2)中「こえる」を「超える」に改め、同号四(4)中「行なうもの」を  
「行う行為」に改め、同号同表第十三号とし、同表第十一号の次に次のように加える。  
十一 屋外における土石、廃棄物又は再生资源の堆積で、面積が十平方メートル以下であり、か  
つ、高さが一・五メートル以下であるもの

別表第三建築物等の新築の項中「行なわれる」を「行われる」に、「建築物等」を「建築物等」に、  
「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に、「行なわれた」を「行われた」に、「行な  
う」を「行う」に改め、同表建築物等の増築の項中「行なわれる」を「行われる」に、「建築面積の  
敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同表建築物等の改築の項中「こえない」を「超えな  
い」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同表建築物等の移転の項中「ただし」の下に、「一  
については」を加え、「行なわれる」を「行われる」に改め、同表建築物等の色彩の変更の項中「行  
なわれる」を「行われる」に、「調和する」を「著しく不調和でない」に改め、同表宅地の造成、土  
地の開墾その他の土地の形質の変更の項を次のように改める。

宅地の造成等	<p>次に掲げる事項に該当すること。ただし、一又は二の(1)については、宅地  の造成等に係る土地及びその周辺の土地における風致と著しく不調和  でなく、かつ、当該宅地の造成等に係る土地について風致の維持に有効な措  置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。</p> <p>一 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積として規則で  定めるところにより算定した面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対  する割合が十分の二以上であること。</p> <p>二 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生  育に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>三 宅地の造成等に係る土地の区域の面積が一ヘクタールを超えるものに  あつては、一及び二のほか、次に掲げる事項に該当すること。</p> <p>(1) 高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないこと。  (2) 区域の面積が一ヘクタール以上である森林で、風致の維持上特に必  要であるものとして、あらかじめ知事が指定したものの伐採を伴わな</p>
--------	---

いこと。

4 宅地の造成等に係る土地の区域の面積が一ヘクタール以下で、3の(1)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、1及び2のほか、適切に植栽を行うものであること等により、当該切土又は盛土により生ずる法が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

別表第三木竹の伐採の項中「行なわれる」を「行われる」に、「そこなう」を「損なう」に、「宅

地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更の項の2の(2)を「宅地の造成等の項の3の(2)」に

改め、同表土石の類の採取の項中「露天掘りではなく(必要な埋めもどし又は植栽すること等により、

風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。)(か)を削り、「行なう」を「行う」に改め、

同表水面の埋立て又は干拓の項を次のように改める。

<p>水面の埋立て又は干拓</p>	<p>次に掲げる事項に該当すること。</p> <p>1 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。</p> <p>2 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>
-------------------	--

別表第三に次のように加える。

<p>屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積</p>	<p>堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>
------------------------------	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第一項第七号に掲げる行為であつて、この条例の施行の日以後にされる改正後の第二条第一項については、同条の規定は、適用しない。

3 改正後の第四条及び別表第三の規定は、この条例の施行の日以後にされる改正後の第二条第一項の許可に係る申請について適用し、同日前にされた改正前の第二条第一項の許可に係る申請については、なお従前の例による。

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二十四号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例(平成十一年香川県条例第四十号)の一部を次のように改正す

る。

別表第二の二十六の項中「坂出市」を「丸亀市 坂出市」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

香川県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二十五号

香川県営住宅条例の一部を改正する条例

香川県営住宅条例（昭和二十九年香川県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条に次の一項を加える。

3 知事は、法第十九条第一項の規定により請求を行った場合で、当該請求を受けた者が同項の期

限までに当該一般県営住宅を明け渡さなかつたときは、当該請求を受けた者に対して、当該期限の

翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の

額の二倍に相当する額の金銭を損害賠償として徴収することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二十六号

香川県中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

香川県中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例（平成五年香川県条例第三号）の一部を

次のように改正する。

題名を次のように改める。

高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例

第二条中「香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業という」を「高松広域都市計画事業高

松港頭土地区画整理事業とする」に改める。

第三条中「次のとおり」を「高松市寿町一丁目、サンポート、錦町一丁目、錦町二丁目、西の丸町

及び浜ノ町の各一部」に改め、同条各号を削る。

第五条中「高松市浜ノ町二百七十七番地」を「高松市番町四丁目一番十号」に改める。

第八条第一項中「法第六十五条第一項の規定により選任した評価員（以下「評価員」という。）」

を「土地の評価員について経験を有する者」に改め、同条第二項中「評価員」を「前項に規定する者」

に、「前項」を「同項」に改める。

第九条中「（以下「審議会」という。）」を削り、「香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理

審議会という」を「高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）

とする」に改める。

第二十条中「評価員」を「法第六十五条第一項の評価員（以下「評価員」という。）」に改める。



第二十五条中第八項を第九項とし、第二項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 清算金を分割徴収する場合において、当該清算金に付する利子の利率は、年六パーセント以内で規則で定める率とする。

第二十六条第一項中「六十円」を「土地区画整理法施行規則（昭和二十年建設省令第五号）第十七条に規定する額」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第二十六条の改正規定 公布の日

二 第五条の改正規定 平成十六年四月一日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 規則で定める日

（附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正）

2 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和二十二年香川県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理審議会」を「高松広域都市計画

事業高松港頭土地区画整理審議会」に改める。

（特別会計の設置に関する条例の一部改正）

3 特別会計の設置に関する条例（昭和二十九年香川県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業」を「高松広域都市計画事業高松

港頭土地区画整理事業」に改める。

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 綱 武 紀

#### 香川県条例第二十七号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十九年香川県条例第八号）の一部を次のように改

正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第二十四条第六項及び」を「第二十四条第六項、

に、「並びに」を「及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十三条並びに」に、「定

めることを目的」を「定めるもの」に改める。

（産業教育手当の支給に関する条例の一部改正）

第二条 産業教育手当の支給に関する条例（昭和二十二年香川県条例第五十三号）の一部を次のよう

に改正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従

事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律」を

「農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律」に、「第四条」を「第三条」に、「基き」を「基づき」に、「定めることを目的」を「定めるもの」に改める。

第三条第一項中「教員で」を「教員のうち」に、「昭和二十四年法律第四十七号」を「昭和二十四年法律第四百四十七号」に改め、「及び教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和十九年法律第五百五十八号）附則第二項から第四項まで」及び「又は講師」を削り、「が、当該」を「当該」に、「実習」を「実習」に、「場合には、その者に対し」を「ものには」に、「給料の月額」を「給料月額」に、「こえない範囲内において」を「超えない範囲内において」に改め、同条第二項中「であつて、教育委員会規則で定める者か」を「のうちその技術が優秀と認められるものとして教育委員会規則で定める者であつて」に、「実習」を「実習」に、「教諭」を「教諭」に、「場合には、その者に対し、前項」を「ものには、同項」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、産業教育手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

(定時制通信教育手当の支給に関する条例の一部改正)

第三条 定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和三十五年香川県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「この条例の」を削り、同条中「第六条」を「第五条」に、「公立の高等学校」を「県立高等学校」に、「を置くもの又は通信教育を行なうもの校長及び教員」を「又は通信制の課程を置くもの校長、教頭、教員及び実習助手」に改める。

第二条中「公立の高等学校」を「県立高等学校」に、「を置くもの又は通信教育を行う」を「又は通信制の課程を置く」に、「及び教員」を「教頭」に、「教頭並びに」を「者に限る。」及び「教員」に改め、「及び教育委員会規則で定める実習助手」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する県立高等学校の実習助手（本務として定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。）であつて、その技術が優秀と認められるものとして教育委員会規則で定めるものには、同項の規定の例により定時制通信教育手当を支給する。

第三条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「教育委員会が人事委員会の意見をきいて」を「人事委員会に協議して教育委員会規則で」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第四条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年香川県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に、「第八条及び第十一条」を「第二条第一項及び第二項並びに第六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二条第一項中「小学校」を「公立の小学校」に改め、同条第二項中「校長」を「義務教育諸学校等の校長」に改める。

第三条の見出し中「義務教育諸学校等の」を削り、同条第一項を次のように改める。  
教育職員（校長及び教頭を除く。）には、その者の給料月額の百分の四に相当する額の教職調整額を支給する。

第四条第一号中「給与条例」を「公立学校職員の給与に関する条例（昭和十九年香川県条例第八号）」に改める。

第六条の見出し中「義務教育諸学校等の」を削り、同条第一項中「義務教育諸学校等の」を削り、「除く。次項」を「除く。以下この条」に改め、「この項及び次条において」を削り、「超える勤務」を「超えて勤務すること」に、「勤務した職員」を「勤務した教育職員」に、「おける」を「おいて」に、「の勤務を含むものとする。次項において同じ。」は「を」に勤務することを含む。以下同じ。）を「に改め、同条第二項中「義務教育諸学校等の」を削り、「で臨時又は緊急に」を「であつて臨時又は緊急の」に改め、同項第一号中「生徒」を「校外実習その他生徒」に改め、同項第二号中「学校行事」を「修学旅行その他学校の行事」に改め、同項第三号中「教職員会議」を「職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）」に改め、同項第四号中「非常災害等」を「非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他」に改め、同条第三項を削る。

### 附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

教育関係施設の管理の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県条例第二十八号

教育関係施設の管理の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

（香川県都市公園条例の一部改正）

第一条 香川県都市公園条例（昭和三十九年香川県条例第二十号）の一部を次のように改正する。  
第十九条中、「香川県総合運動公園、香川県立丸亀競技場」を削る。

別表第二第五号イの表香川県総合運動公園の項中

「香川県教育委員	員会から委託	を受けた者が	主催するテニ	ス教室に参加	する場合	一人一コ	ス	二千三十円を超え	ない範囲で規則で	定める額
----------	--------	--------	--------	--------	------	------	---	----------	----------	------

を削

り、「並びに附属設備又は器具」を「附属設備又は器具の使用料並びに香川県教育委員会が行う

「香川県教育委員会か

香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

第一条中「第十七条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

第三条第一項中「八十二万円」を「八十一万円」に改める。

香川県条例第二十九号

香川県知事 真 綱 武 紀

平成十六年三月二十六日

教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例（昭和四十年香川県条例第一号）の一部を改正する条例をここに公布する。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

第二条 博物館に、館長、学芸員その他の職員を置く。

(職員)

第三条を削り、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

第四条 香川県歴史博物館条例（平成十一年香川県条例第六号）の一部を次のように改正する。

(香川県歴史博物館条例の一部改正)

第四条を削り、第五条を第四条とする。

第二条中「事務職員、技術職員」を「館長」に改め、同条ただし書を削る。

第三条 香川県県民ホール条例（昭和六十三年香川県条例第一号）の一部を次のように改正する。

(香川県県民ホール条例の一部改正)

第六条第二項を削る。

第一条 香川県スポーツ施設条例（昭和二十九年香川県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

(香川県スポーツ施設条例の一部改正)

県の使用料並びに香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合に改める。

一人コリス 二千三十円を超え	ない範囲で規則で	定める額
を削り、「並びに附属設備又は器具」を「附属設備又は器具」に改める。		

ら委託を受けた者が  
主催するスポーツ教  
室に参加する場合

スポーツ教室に参加する場合に改め、同表香川県立丸亀競技場の項中

布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第三十号

香川県立学校職員及び香川県市町立学校員費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

香川県立学校職員及び香川県市町立学校員費負担教職員定数条例（昭和五十八年香川県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、〇八五人」を「三、〇一五人」に改め、同項第二号中「六、一四八人」を「六、一四四人」に改め、同条第二項第二号中「第二十條の五第一項」を「第二十六條第一項」に改める。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第三十一号

香川県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例

香川県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年香川県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）」を「独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）」に改める。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第三十二号

香川県警察本部組織条例の一部を改正する条例

香川県警察本部組織条例（昭和二十九年香川県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条に次の三号を加える。

五 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

六 組織犯罪の取締りに関すること（他の部の所掌に属するものを除く。）。

七 国際捜査共助に関すること。

第七条第二号中「警護及び警備実施」を削り、同条中第五号を削り、第四号を第七号とし、第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 機動隊に関すること。

第七条第二号の次に次の二号を加える。

三 警護に關すること。

四 警備実施に關すること。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県条例第三十三号

香川県警察職員定数条例の一部を改正する条例

香川県警察職員定数条例（昭和二十九年香川県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「八〇人」を「八一人」に、「二六二人」を「二六四人」に、「四七一人」を「四

七八人」に、「四八六人」を「四九四人」に、「五一九人」を「五二六人」に、「一、七二八人」を「

一、七四三人」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県条例第三十四号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

香川県警察関係手数料条例（平成十二年香川県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第百八条の四の」を「第百八条の四第一項に規定する」に、「同法第百八条の二

第一項第十号に掲げる講習」を「同条第二項に規定する特定講習」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に關する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県条例第三十五号

知事等の給与の特例に關する条例

（知事等の給与の特例）

第一条 知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の受ける給料月額は、平成十六年度においては、

知事等の給与、旅費及び退職手当に關する条例（昭和三十六年香川県条例第四号）第三条の規定に

かかわらず、同条例別表第一に掲げる給料月額から当該額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各

号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

一 知事 百分の五

二 副知事、出納長及び常勤の監査委員 百分の三

(教育長の給与の特例)

第一条 教育長の受ける給料月額は、平成十六年度においては、教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例（昭和四十年香川県条例第一号）第三条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額に百分の三を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

(職員の給与の特例)

第二条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年香川県条例第五号。以下「職員給与条例」という。）

公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十九年香川県条例第八号。以下「学校職員給与条例」という。）又は香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十三年香川県条例第四号。以下「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の受ける給料の特別調整額又は管理職手

当の額は、平成十六年度においては、職員給与条例第七条の二第一項、学校職員給与条例第二十一

条及び企業職員給与条例第四条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額

に百分の十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じ

て得た額とする。ただし、調整手当の額の算定基礎となる給料の特別調整額については、この限り

でない。

2 職員給与条例第三条の二の規定の適用を受ける者の給料月額は、平成十六年度においては、同条

の規定にかかわらず、同条の規定に基づき人事委員会が定める額から当該額に百分の三を乗じて得

た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りで

ない。

附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この条例は、平成十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

平成十六年三月二十六日

香川県看護教員修学資金貸付条例を廃止する条例をここに公布する。

香川県条例第三十六号

香川県看護教員修学資金貸付条例を廃止する条例

香川県看護教員修学資金貸付条例（平成八年香川県条例第四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市計画法施行令第二十一条ただし書の開発区域の面積を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県条例第三十七号

都市計画法施行令第三十一条ただし書の開発区域の面積を定める条例を廃止する条例

都市計画法施行令第三十一条ただし書の開発区域の面積を定める条例(平成十五年香川県条例第五

号)は、廃止する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

香川県金属屑くず取扱業に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第三十八号

香川県金属屑くず取扱業に関する条例を廃止する条例

香川県金属屑くず取扱業に関する条例(昭和三十一年香川県条例第四十七号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(香川県警察関係手数料条例の一部改正)

3 香川県警察関係手数料条例(平成十二年香川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号を削り、同条第十二号中「別表第十二」を「別表第十一」に改め、同号を同条第

十一号とする。

別表第十一を削り、別表第十二を別表第十一とする。

